

上里町地域福祉推進プラン

第3期上里町地域福祉計画・第2期上里町地域福祉活動計画

第2期上里町自殺対策計画

上里町成年後見制度利用促進基本計画

(素案)

令和5年1月

上 里 町

上里町社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 近年の国等の動向	1
第3節 計画の位置付け	2
第4節 計画の期間	4
第5節 策定体制	5
1 上里町地域福祉推進プラン策定委員会	5
2 上里町地域福祉推進プラン策定作業部会	5
3 住民意向の把握	5
第2章 上里町の概況	6
第1節 人口等の状況	6
1 総人口及び世帯数の状況	6
2 高齢者の状況	8
3 障害者等の状況	12
4 児童数等の状況	13
5 生活困窮者の状況	14
6 自殺者数等の状況	16
第2節 上里町社会福祉協議会の概要	17
1 主な事業内容	17
第3章 上里町の地域福祉を取り巻く現況と課題	22
第1節 住民アンケートの概要	22
1 調査の目的	22
2 対象者数及び回答者数	22
3 調査結果の概要	22
4 調査結果のまとめ	35
第2節 上里町地域福祉推進プランの実施状況	37
1 第2期上里町地域福祉計画の実施状況	37
2 上里町地域福祉活動計画の実施状況	41
3 上里町自殺対策計画の実施状況	43
第3節 住民懇談会（地域福祉を考える会）の開催	44
1 住民懇談会の概要	44
2 住民懇談会意見のまとめ	50
第4節 地域福祉推進プランの重点課題	51
1 「上里らしい、上里にふさわしい」相談支援体制の構築	51
2 住民主体の生活支援体制の整備	51

3	我が事としての自殺対策の推進	52
4	成年後見制度の啓発・普及	52
第4章	計画の内容	53
第1節	基本理念	53
第2節	基本目標	54
第3節	目標指標	55
第4節	地域福祉活動の圏域	55
第5節	施策体系	56
第6節	施策の展開	57
基本目標1	地域包括ケアの推進	57
基本目標2	地域福祉を支える基盤整備	60
基本目標3	地域ネットワークによる支え合いの構築	63
基本目標4	住民主体による福祉活動の推進（第2期上里町地域福祉活動計画）	67
基本目標5	誰も自殺に追い込まれないまち（第2期上里町自殺対策計画）	72
基本目標6	本人らしい生活の実現（上里町成年後見制度利用促進基本計画）	83
第5章	計画の推進	87
第1節	計画の推進体制	87
1	町全体による推進組織の設置	87
2	支部社協単位での地域福祉活動の推進	87
第2節	進行管理	87
1	計画の進捗状況の把握	87
2	進捗状況の確認・検討	87
資料編		88
1	策定委員会設置要綱・名簿	88
2	作業部会設置要綱・名簿	88
3	事務局	88
4	策定経過	88
5	用語説明	89

本文中「*」印を付している用語は、資料編に「用語説明」があります。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

- 上里町及び上里町社会福祉協議会では、平成29年度に基本理念を「地域で支え合いながら誰もがいきいきと充実して暮らせるまち」として「上里町地域福祉推進プラン（「第2期上里町地域福祉計画」及び「上里町地域福祉活動計画」）を策定し、その推進に努めてきました。
- また、平成30年度に基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない上里町」として定め、その理念のもと「上里町自殺対策計画」を策定し、その推進に努めてきました。
- これらの計画の見直しに合わせ、「上里町成年後見制度利用促進基本計画」も含め、一体的に「上里町地域福祉推進プラン（第3期上里町地域福祉計画・第2期上里町地域福祉活動計画、第2期上里町自殺対策計画、上里町成年後見制度利用促進基本計画）」として策定し、次に掲げる「近年の国等の動向」を踏まえ、*地域共生社会の実現を目指すものです。

第2節 近年の国等の動向

○平成29年5月 社会福祉法の改正（平成30年4月1日施行）

- ・「*我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定
- ・理念実現に向けた包括的な支援体制づくりについて規定
- ・地域福祉計画の充実（福祉各分野の上位計画として位置づけ）

○令和2年6月 社会福祉法の改正（令和3年4月1日施行）

<地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律>

- ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
- ・「属性を問わない相談支援」「多様な社会参加に向けた支援（狭間のニーズへの対応）」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的な支援体制の整備

○令和3年3月 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正

- ・市町村地域福祉計画策定のガイドラインの改定

○令和3年3月 埼玉県自殺対策計画（第2次）策定

- ・相談支援体制の整備
- ・自殺ハイリスク者の支援
- ・子ども・若者の自殺対策

○令和4年3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画策定（令和4～8年度）


- ・成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
- ・尊厳ある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

○令和4年10月 自殺総合対策大綱の見直し

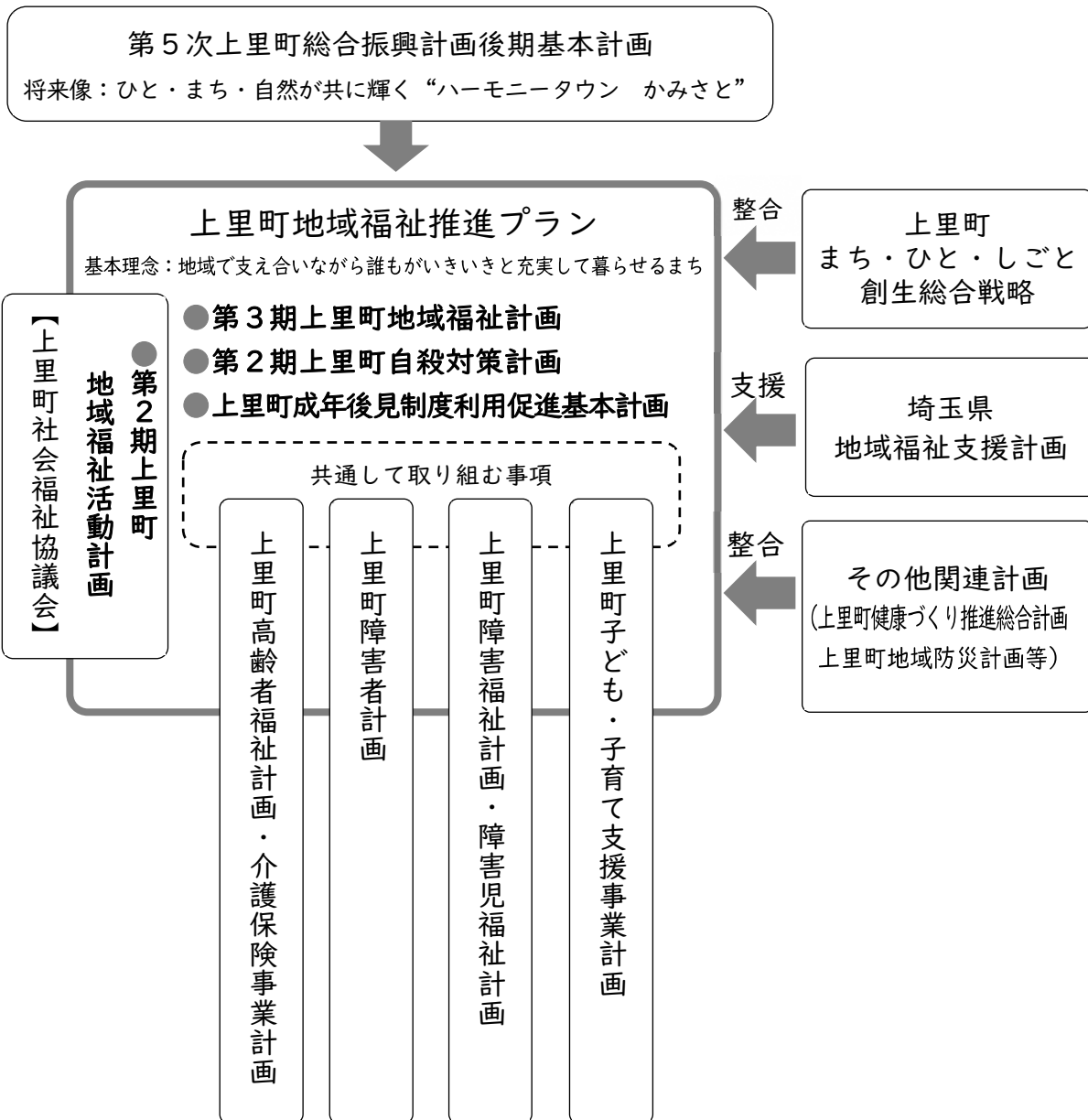
- ・子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
- ・女性に対する支援の強化

第3節 計画の位置付け

- 第3期上里町地域福祉計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく計画です。
 - 第2期上里町地域福祉活動計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条に基づく団体となる上里町社会福祉協議会の計画です。
 - 第2期上里町自殺対策計画は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条に基づく計画です。
 - 上里町成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律29号）第14条第1項に基づく計画です。
 - これらを一体として策定する「上里町地域福祉推進プラン」は、第5次上里町総合振興計画後期基本計画の将来像である「ひと・まち・自然が共に輝く“ハーモニータウン かみさと”」を実現するための部門別計画であり、関連計画等と整合を図り策定するものです。
 - SDGs（エスディーゼズ：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2015年の国連サミットにおいて、すべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で、17のゴールが掲げられました。
- 第5次上里町総合振興計画後期基本計画では、「基本目標2 地域福祉の充実」の関連するSDGsとして次の4つのゴールが位置付けられており、本計画においてもこれらの考え方を踏まえ、取組を進めます。

<p>1 貧困をなくそう</p>  <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>  <p>各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <p>包括的かつ安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
---	--	---	--

■計画の位置付け



第4節 計画の期間

○計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5か年とし、令和9年度に計画の見直しを実施します。

■上里町の各計画の期間

年 度	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
総合振興計画（基本構想10か年、 基本計画5か年）	第5次（後期基本計画）					第6次
地域福祉推進プラン						
地域福祉計画（各期5か年）	第2期	第3期				
地域福祉活動計画 （各期5か年）	第1期	第2期				
自殺対策計画（第1期4か年、 第2期以降5か年）	第1期	第2期				
成年後見制度利用促進基本計画 （各期5か年）		（第1期）				
高齢者福祉計画・介護保険事業計画 （各期3か年）	第8期	第9期				第10期
障害者計画（各次5か年）	第6次					第7次
障害福祉計画（各期3か年）	第6期	第7期				第8期
障害児福祉計画（各期3か年）	第2期	第3期				第4期
子ども・子育て支援事業計画 （各期5年）	第2期			第3期		
健康づくり推進総合計画 （各期10か年）	第1期				第2期	

第5節 策定体制

1 上里町地域福祉推進プラン策定委員会

○学識経験者、地域福祉等関係団体の代表者、社会福祉施設の代表者、行政関係者等による計画策定にかかわる審議を実施します（しました）。

2 上里町地域福祉推進プラン策定作業部会

○庁内関係各課及び上里町社会福祉協議会職員により、現状や課題、今後の取組についての検討を実施します（しました）。

3 住民意向の把握

(1) 上里町地域福祉推進プランにかかわる住民アンケート（令和3年度実施）

○18歳以上の住民1,500人を対象に、郵送配付・回収によりアンケートを実施しました。622人からの回答があり、回収率は41.5%となりました。

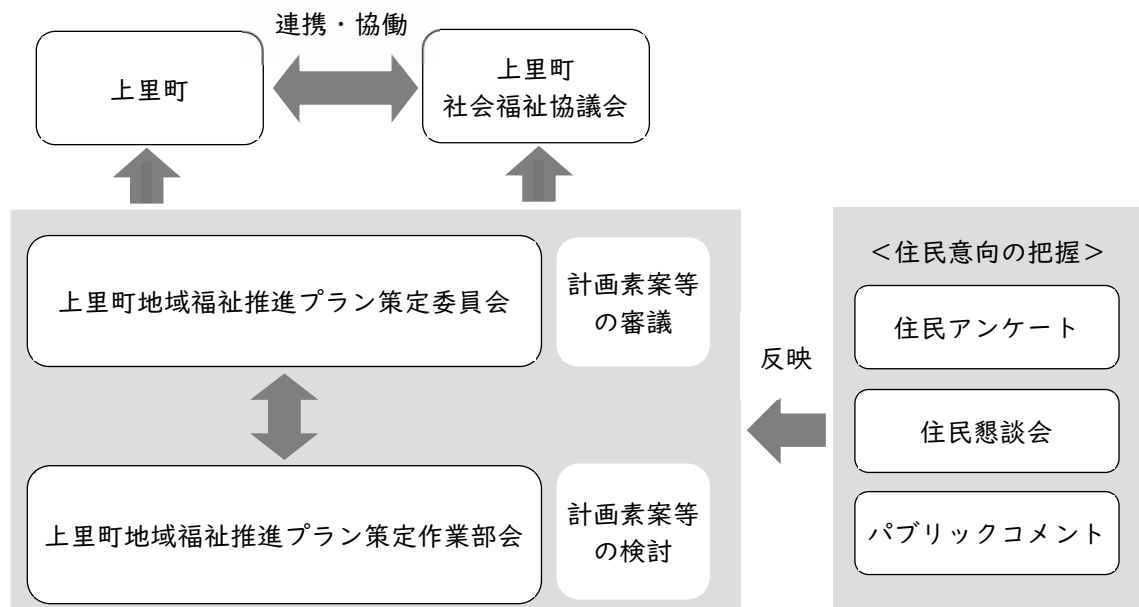
(2) 住民懇談会（地域福祉を考える会）の開催

○上里町社会福祉協議会の支部社協の役員の参加により住民懇談会を開催し、地域共生社会の実現に向け、グループ別による検討を実施しました。

(3) 計画（素案）に対する住民からの意見募集（パブリックコメント）

○計画（素案）について、住民から広く意見を募集するために実施します（しました）。

■計画の策定体制



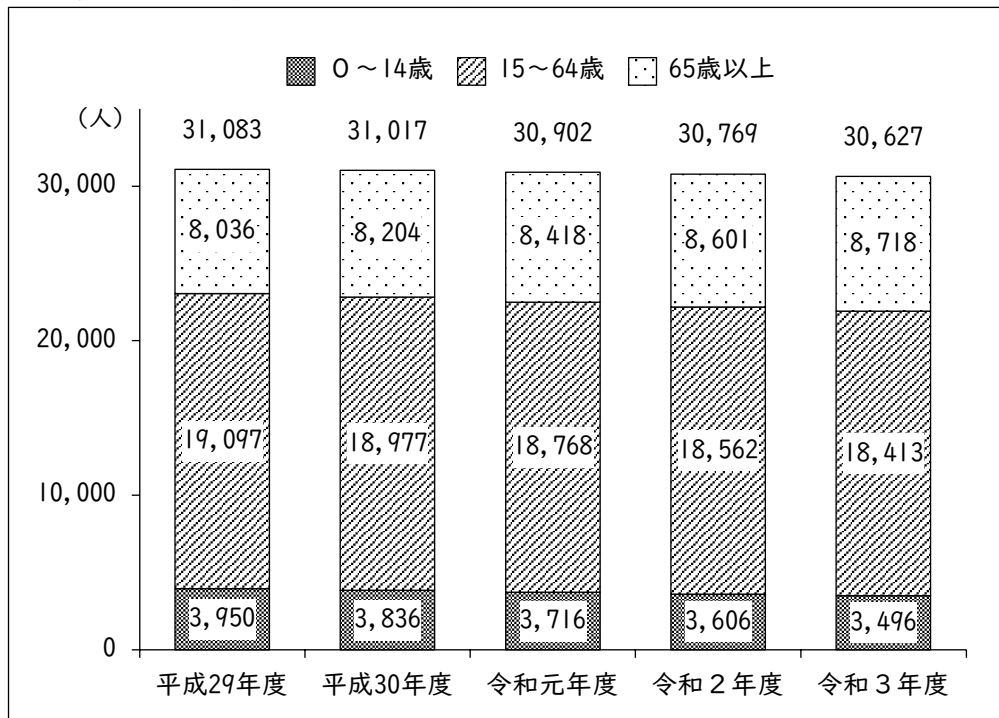
第2章 上里町の概況

第1節 人口等の状況

1 総人口及び世帯数の状況

- 総人口は、平成29年度の31,083人からやや減少傾向にあります。年齢3区分別人口では、0から14歳人口及び15から64歳人口が減少傾向にあり、65歳以上人口が増加傾向にあります。[図表1]
- 令和3年度末の5歳階級別人口は、男性、女性ともに40から54歳、65から74歳の人口が多くなっています。[図表2]
- 世帯数は、平成29年の11,515世帯からやや増加傾向にあります。平均世帯人員は平成29年の2.64人から減少傾向にありますが、国・県の値を上回っています。[図表3]

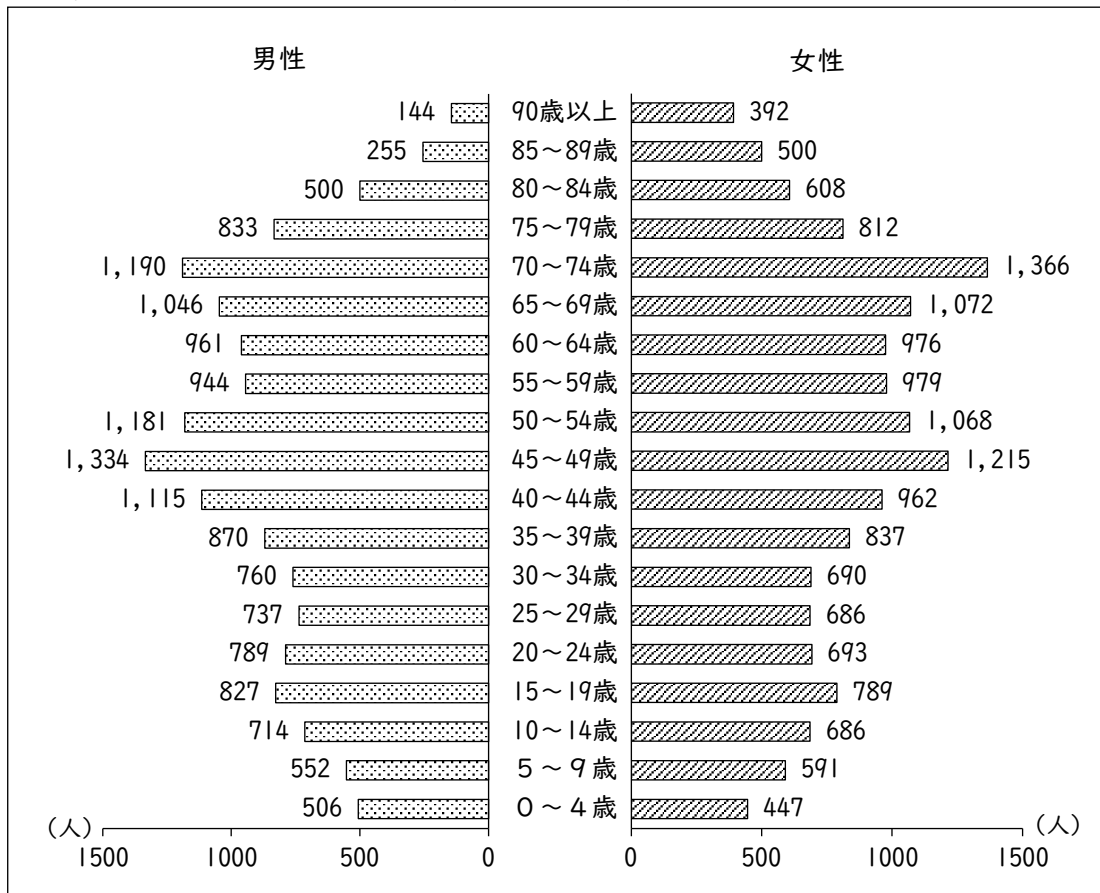
[図表1] 人口（年齢3区分別人口）



注) 各年度末現在

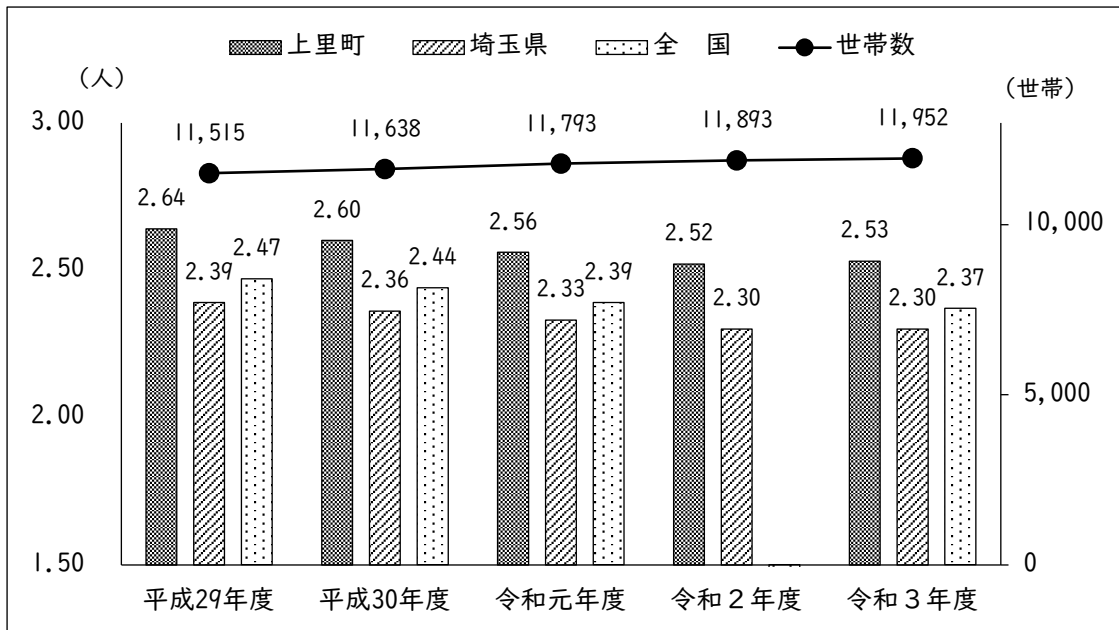
資料：町民福祉課 住民基本台帳

[図表2] 男女別5歳階級別人口（令和3年度末）



資料：町民福祉課 住民基本台帳

[図表3] 世帯数、平均世帯人員



注) 各年度6月1日現在
国民生活基礎調査は令和2年度は中止

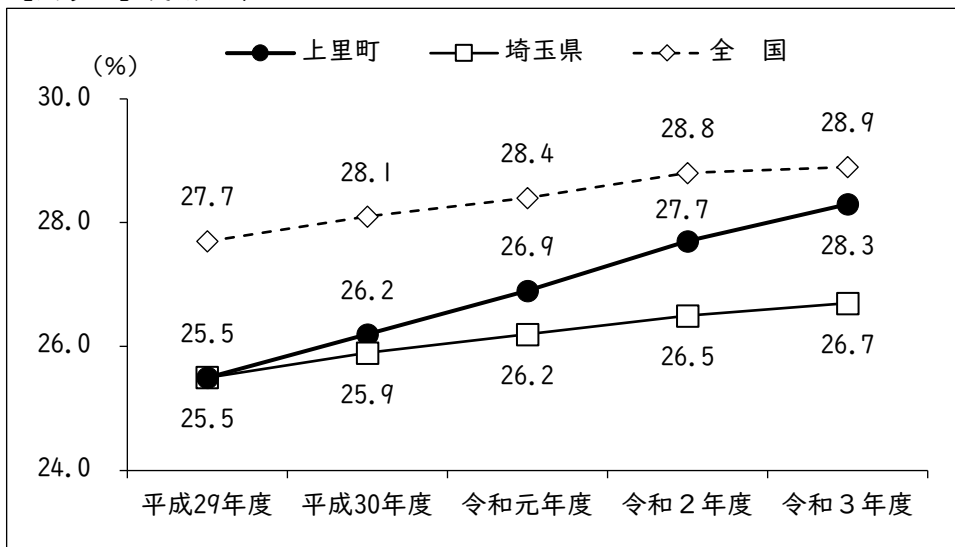
資料：上里町 町民福祉課 住民基本台帳
埼玉県 埼玉県推計人口(月報データ)を基に算出
全国 厚生労働省「国民生活基礎調査」

2 高齢者の状況

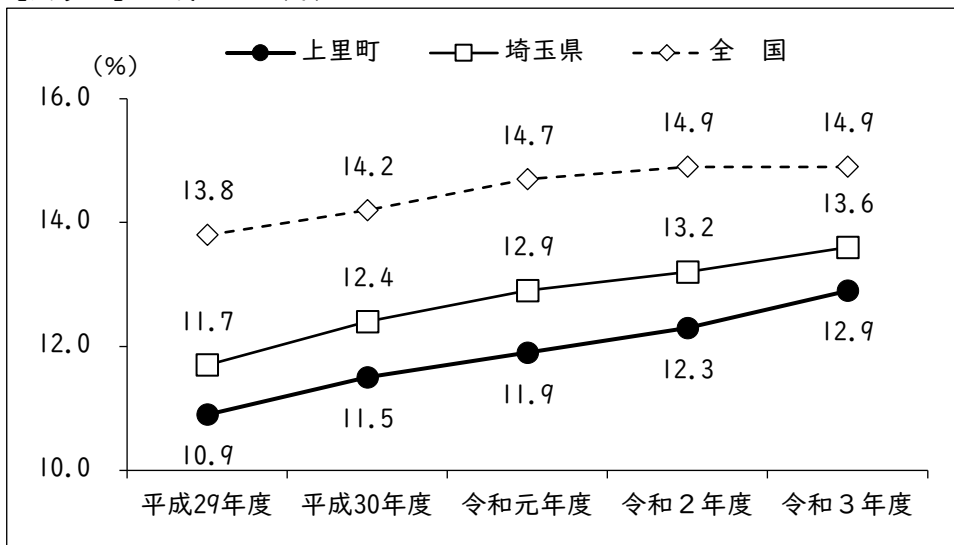
(1) 高齢化率及び高齢者世帯数の状況

- 高齢化率は、平成29年度の25.5%から上昇傾向にあり、埼玉県は上回っていますが、全国の値は下回っています。[図表4]
- 75歳以上の割合は、平成29年度の10.9%から上昇傾向にあります。埼玉県、全国の値を下回っています。[図表5]
- 65歳以上の高齢者がいる世帯のうち、高齢者のひとり世帯は平成29年度の1,798世帯から増加傾向にあります。ひとり暮らし以外の高齢者がいる世帯は3,367世帯から減少傾向にあります。[図表6]

[図表4] 高齢化率

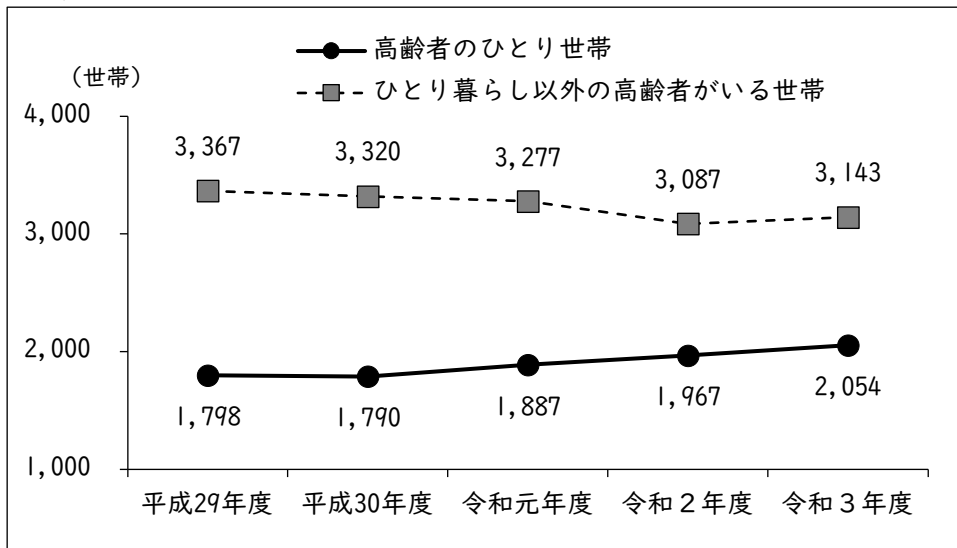


[図表5] 75歳以上の割合



注) 上里町・埼玉県：各年度1月1日現在 資料：上里町・埼玉県 埼玉県町(丁)字別人口調査
 全国：各年度10月1日現在 全国 内閣府「高齢者社会白書」

[図表 6] 65歳以上の高齢者がいる世帯



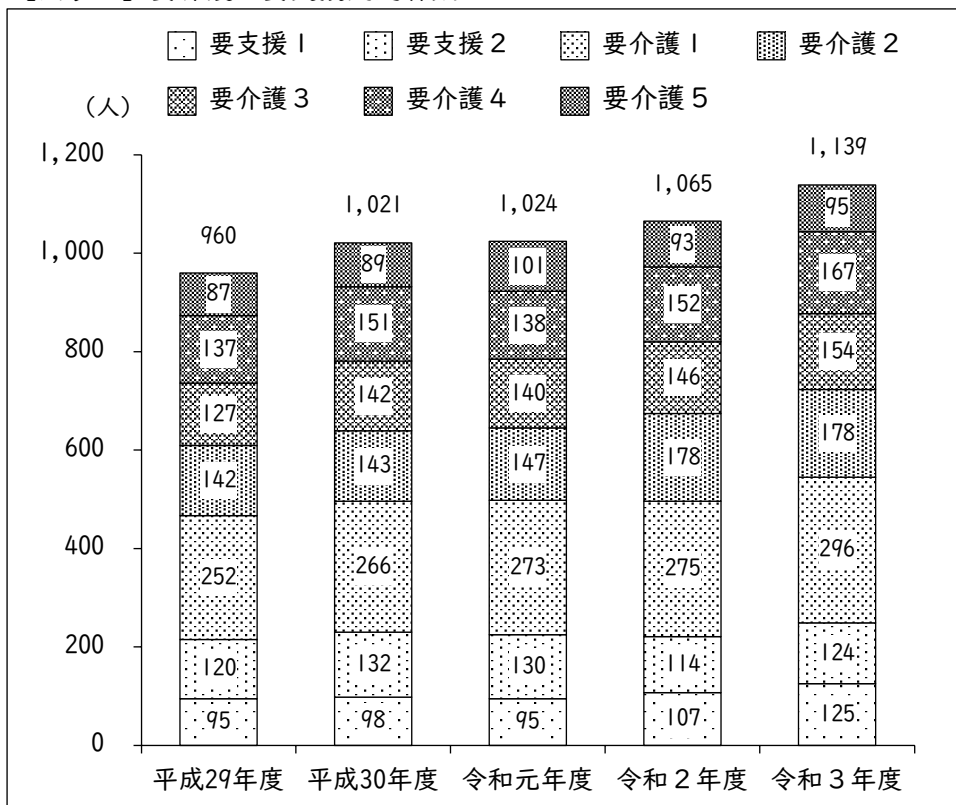
注) 各年度末現在

資料：町民福祉課 住民基本台帳

(2) 要介護認定者数等

- 要介護認定者数は、平成29年度の960人から増加傾向にあります。[図表 7]
- 要介護認定者のうち、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられる日常生活自立度Ⅱ以上の方は、平成29年度の615人から増加傾向にあります。[図表 8]

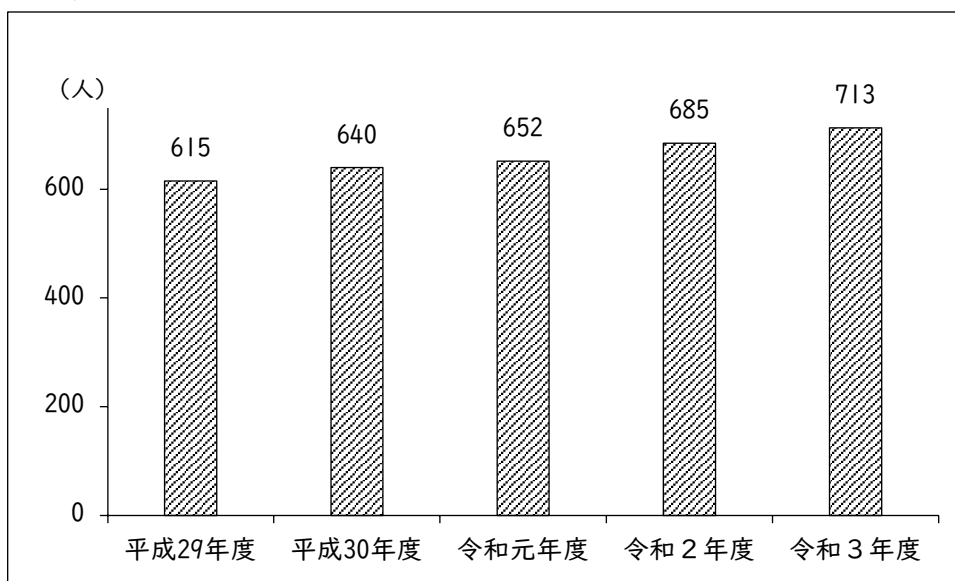
[図表 7] 要介護・要支援認定者数



注) 各年度9月末現在
介護保険事業状況報告

資料：高齢者いきいき課

[図表8] 認知症高齢者数



注) 各年度末現在

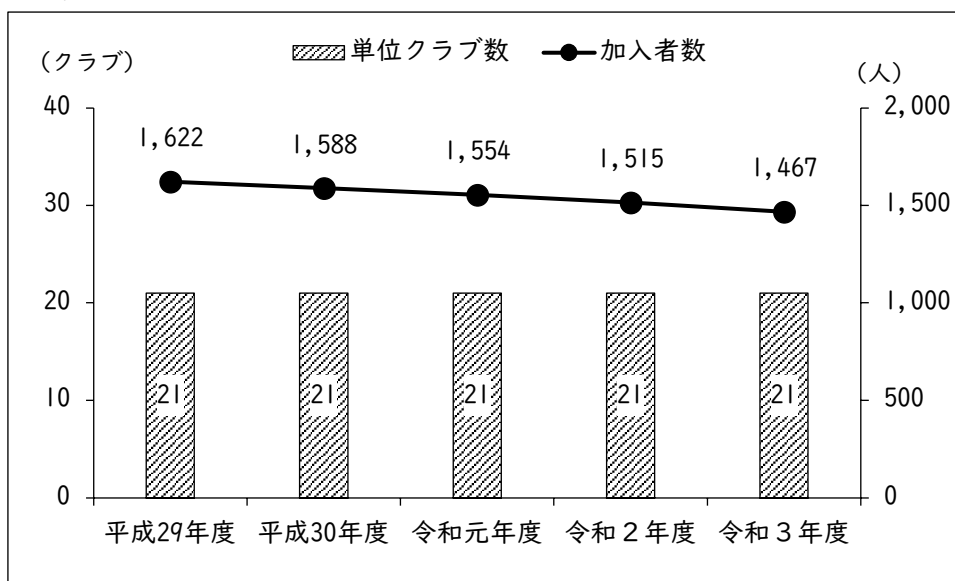
資料：高齢者いきいき課

要介護認定者のうち、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられる日常生活自立度Ⅱ以上の方を認知症高齢者として計上

(3) 老人クラブの状況

○老人クラブの単位クラブ数は近年は21クラブで推移していますが、加入者数は平成29年度の1,622人から減少傾向にあります。[図表9]

[図表9] 老人クラブの単位クラブ数・加入者数



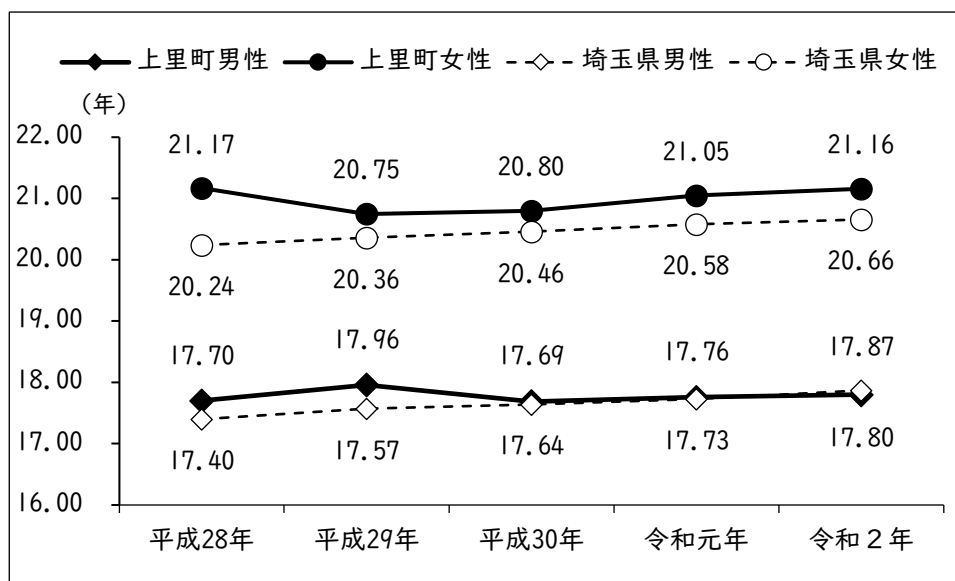
注) 各年度末現在

資料：高齢者いきいき課

(4) 健康寿命期間

○埼玉県では、65歳に達した方が健康で自立した生活を送ることができる期間として、介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間を「健康寿命」として算出しています。上里町の健康寿命期間は、平成28年以降、男性は17年台、女性は21年前後で推移しています。近年では、男性は埼玉県の値と同様であり、女性は埼玉県の値をやや上回っています。[図表10]

[図表10] 65歳健康寿命期間



資料：埼玉県の健康寿命算出ソフト「健寿君」

(5) 平均寿命

○上里町の平均寿命は、平成28年以降、男性は80歳台から81歳台へとやや伸びがみられますが、女性は86歳台で推移しています。令和2年では、男性、女性ともに、埼玉県、全国の値をやや下回っています。[図表11]

[図表11] 平均寿命

単位：歳

年		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
上里町	男性	80.61	80.92	80.90	81.04	81.19
	女性	86.67	86.66	86.40	86.70	86.60
埼玉県	男性	80.58	80.85	81.01	81.14	81.34
	女性	86.62	86.82	86.94	87.05	87.18
全国	男性	80.98	81.09	81.25	81.41	81.64
	女性	87.14	87.26	87.32	87.45	87.74

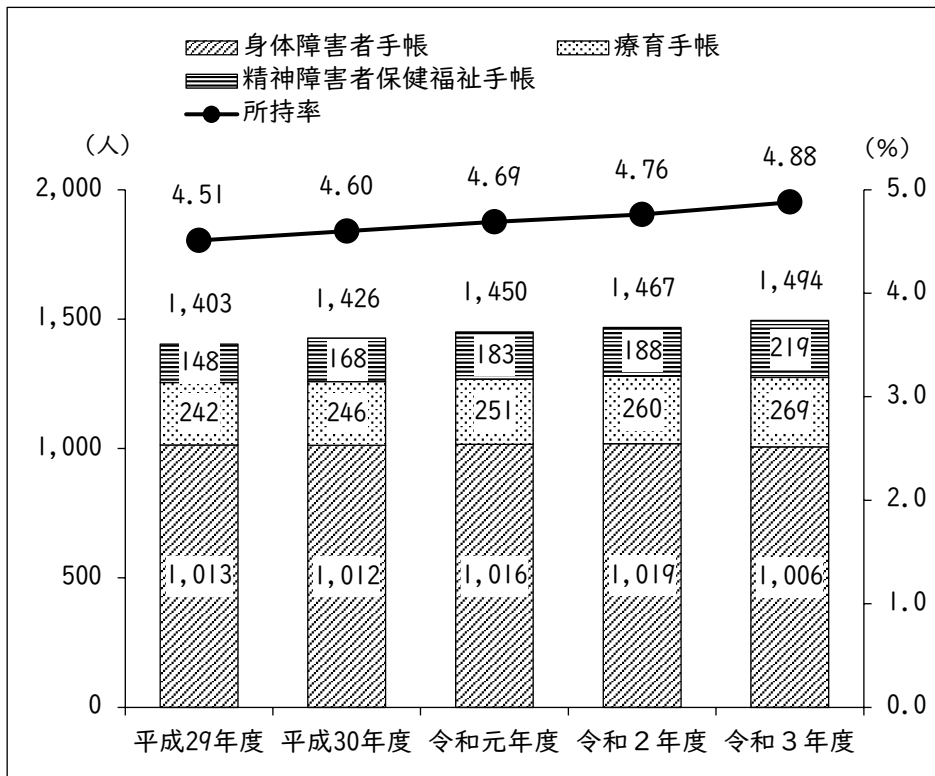
資料：上里町・埼玉県は、埼玉県の健康寿命算出ソフト「健寿君」
全国は、厚生労働省簡易生命表（平成2年は完全生命表）

3 障害者等の状況

○障害者手帳の所持者数は、平成29年度の1,403人から増加傾向にあり、所持率も4.51%からやや上昇しています。身体障害者手帳所持者数は横ばいですが、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加しています。[図表12]

○自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、平成29年度の335人から増加傾向にあります。[図表13]

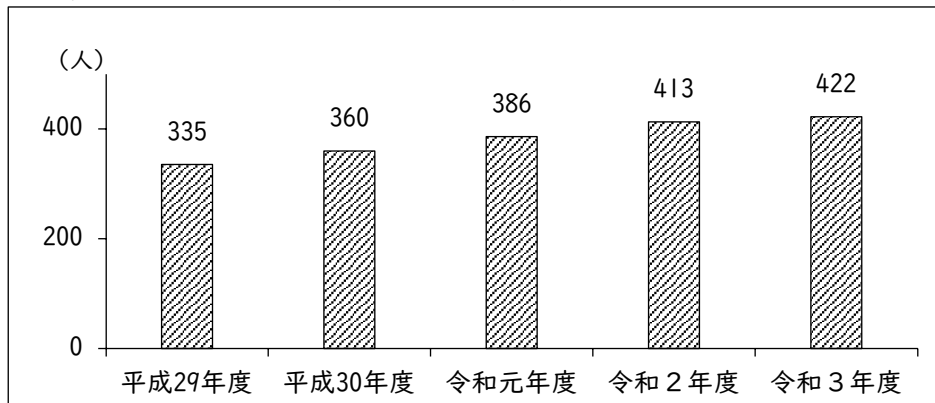
[図表12] 障害者手帳所持者数・所持率



注) 各年度末現在

資料：埼玉県

[図表13] 自立支援医療（精神通院医療）受給者数



注) 各年度末現在

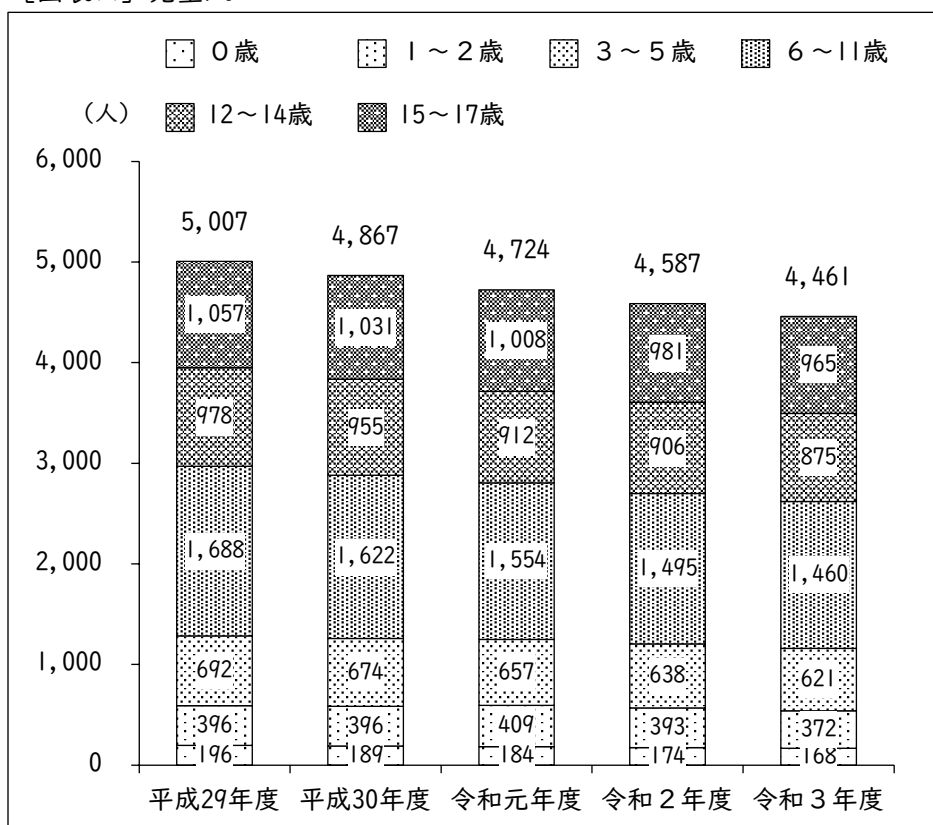
資料：埼玉県

4 児童数等の状況

○18歳未満の児童人口は、平成29年度の5,007人から減少傾向にあります。年齢区分ごとの人口も、減少傾向にあります。[図表14]

○ひとり親家庭等医療費支給事業登録世帯数は、平成29年度の401世帯から減少傾向にあります。[図表15]

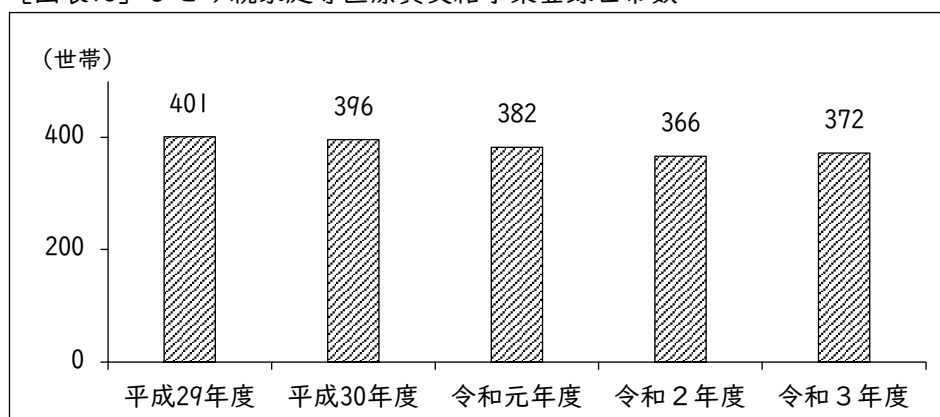
[図表14] 児童人口



注) 各年度4月1日現在

資料：町民福祉課 住民基本台帳

[図表15] ひとり親家庭等医療費支給事業登録世帯数



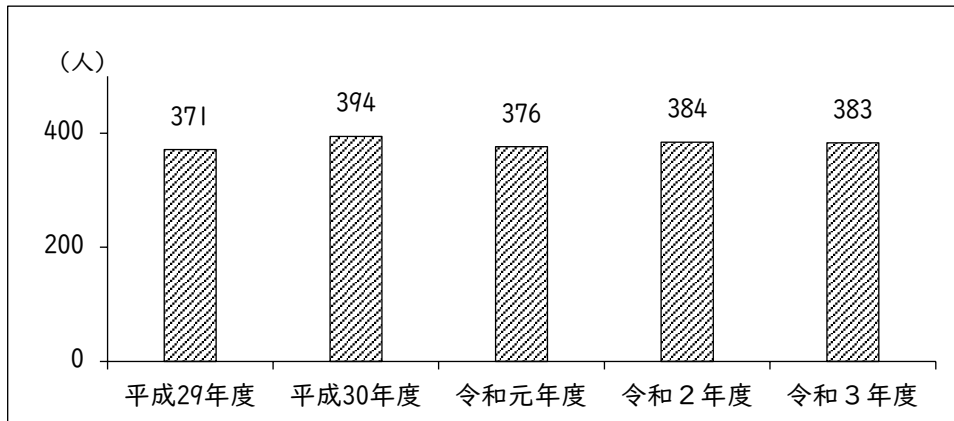
注) 各年度末現在

資料：子育て共生課

5 生活困窮者の状況

- 生活保護受給者数は、平成29年度以降380人前後で推移しています。[図表16]
- 生活保護世帯類型別保護世帯数は、平成29年度の世界帯総数264世帯からやや増加傾向にあります。[図表17]
- 生活困窮者自立支援制度相談件数は、平成29年度以降、30件前後で推移していましたが、令和2年度は90件と大幅に増加しており、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられます。[図表18]

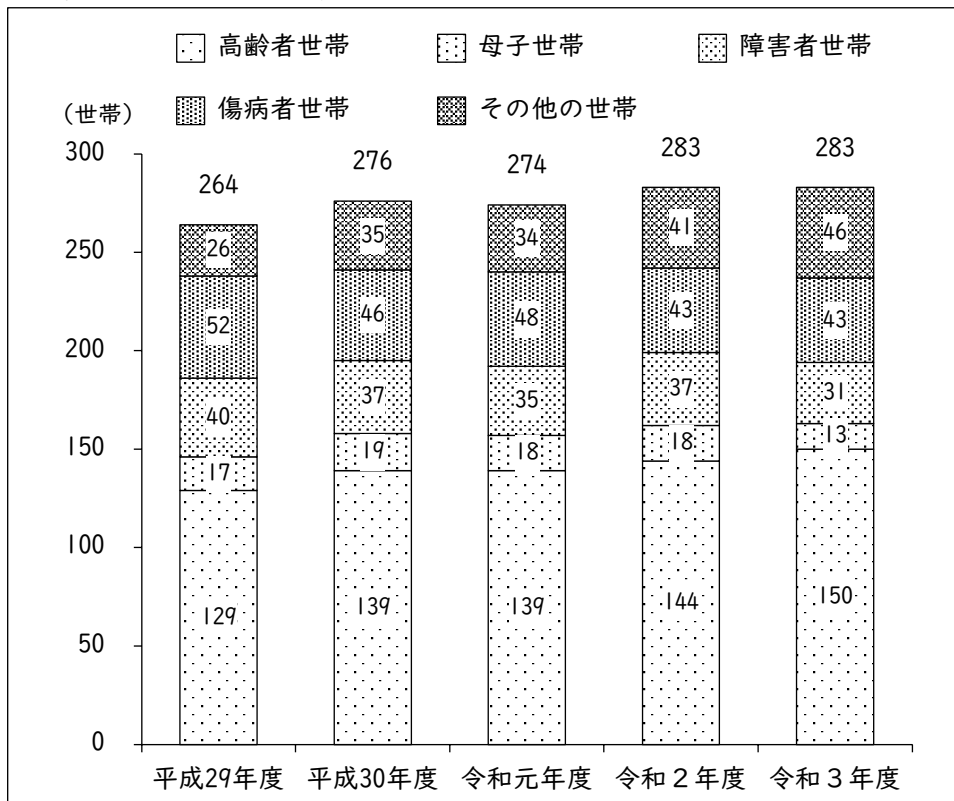
[図表16] 生活保護受給者数



注) 各年度末現在

資料：埼玉県

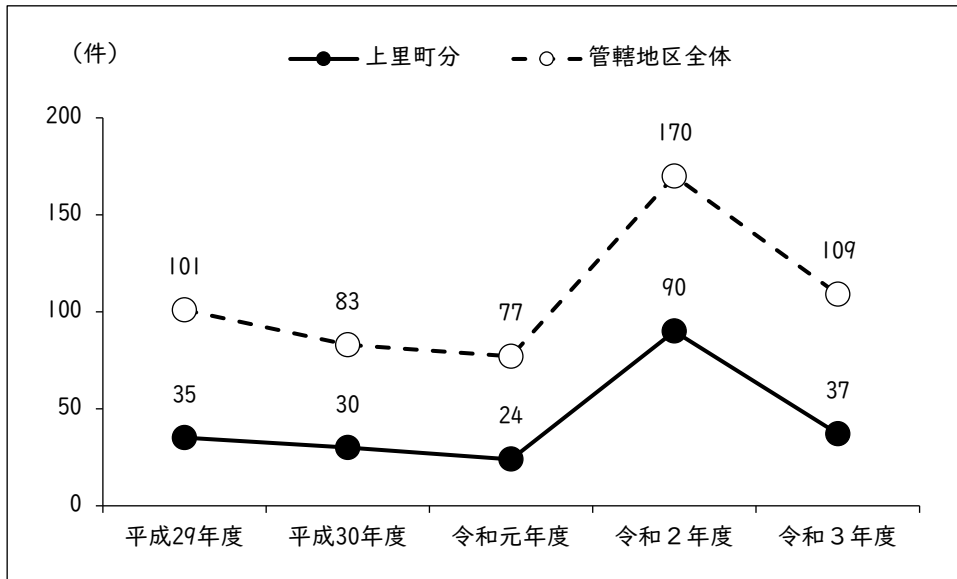
[図表17] 生活保護世帯類型別保護世帯数



注) 各年度末現在

資料：埼玉県

[図表18] 生活困窮者自立支援制度相談件数



注) 各年度末現在 資料：埼玉県 (*アスポート相談支援センター埼玉北部)

6 自殺者数等の状況

○自殺者数は、平成29年以降、10人を下回る状況で推移しています。[図表19]

○自殺死亡率は、平成30年以外は埼玉県、全国の値を下回っています。[図表20]

[図表19] 自殺者数の状況

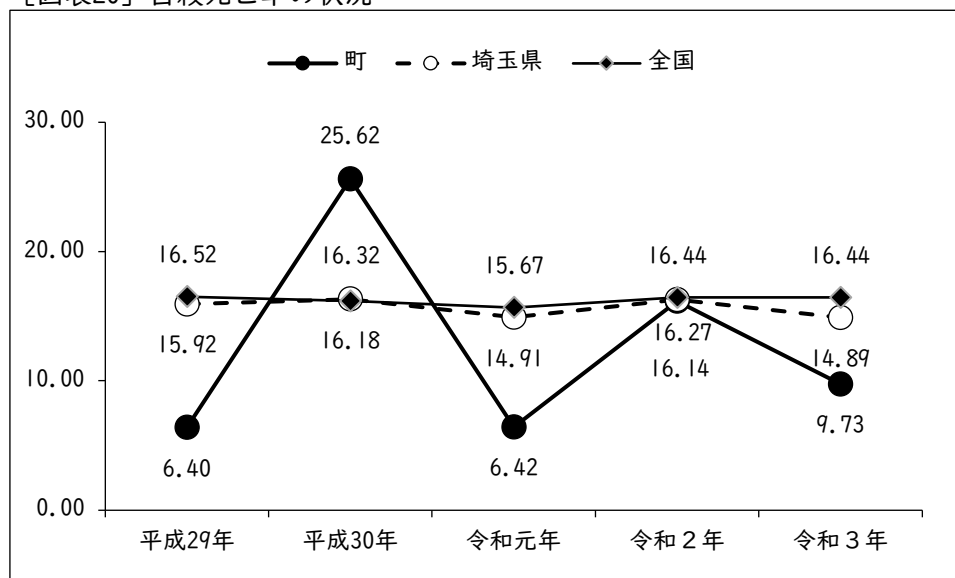
単位：人

年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
男性	1	6	1	2	3
女性	1	2	1	3	0
計	2	8	2	5	3

注) 年間の自殺者数

資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

[図表20] 自殺死亡率の状況



注) 自殺死亡率：人口10万人当りの年間の自殺者率

資料：厚生労働省

地域における自殺の基礎資料

第2節 上里町社会福祉協議会の概要

1 主な事業内容

○上里町社会福祉協議会では、多様な福祉ニーズに対応するため、関係機関との連携や地域資源を積極的に活用するとともに、地域福祉の専門性を活かし、次の事業を実施しています。

(1) 法人運営事業

- 法人運営事業として、社会福祉協議会会員会費募集事業、*福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと事業）、福祉協力校事業、彩の国あんしんセーフティネット事業、アスポーツ相談支援事業の活用、リサイクル事業への取組による福祉活動、上里町社会福祉大会の開催を行っています。
- 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと事業）は、平成29年度以降、2件から3件の利用となっています。[図表21]

[図表21] 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと事業） 単位：件

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規件数	0	0	0	1	0
継続件数	2	2	2	2	3
計	2	2	2	3	3

注) 各年度末現在

資料：上里町社会福祉協議会

(2) 共同募金配分金事業

- 共同募金配分金事業として、歳末慰問、生活困窮者支援、広報・調査活動等を実施しています。
- 近年、赤い羽根共同募金は260万円台、歳末たすけあい募金は250万円前後で推移しています。[図表22]

[図表22] 共同募金 単位：円

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
赤い羽根共同募金	2,709,300	2,655,506	2,658,444	2,698,230	2,622,878
歳末たすけあい募金	2,493,423	2,458,940	2,451,784	2,503,607	2,462,232

注) 各年度末現在

資料：上里町社会福祉協議会

(3) 地域福祉活動事業

○地域福祉活動事業として、スマイル訪問事業、在宅高齢者等紙オムツ配付事業、在宅高齢者等介護用電動ベッド貸与事業、福祉機器等貸出サービス事業、ふれあいサロン等設置・活動支援、子ども食堂活動支援、*フードバンク事業及び*フードパントリー事業、寄付の受付等を実施しています。

○令和2年度、令和3年度では、新型コロナウイルス感染症対策のため休止したサロンもありましたが、フードバンクや物品寄付は実績が増加しています。[図表23、24、25]

[図表23] ふれあいサロン

単位：か所

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
サロン数	17	17	18	0 (18)	5 (13)

注) 各年度末現在、() 内数値は休止

資料：上里町社会福祉協議会

[図表24] フードバンク事業

単位：延べ世帯

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
通常支援	24	33	39	62	133
新型コロナでの支援	-	-	-	97	45
計	24	33	39	159	178

注) 各年度末現在

資料：上里町社会福祉協議会

[図表25] 寄付の受付

単位：件

年 度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
物 品	個人	9	7	8	26	38
	団体	4	8	6	6	29
	企業	2	0	1	1	16
	寄付BOX	-	-	-	-	17
寄 付 金	個人	6	7	8	8	9
	団体	36	34	38	13	18
	企業	7	9	0	4	7

注) 各年度末現在

資料：上里町社会福祉協議会

(4) ボランティアセンター事業

- ボランティアセンター事業として、ボランティア講座等の開催・活動促進、災害ボランティアセンターの運営、ボランティアの登録並びに善意金品等の預託と配分を行っています。
- ボランティアセンター登録は、令和3年度末現在、個人登録は21人、団体登録は39団体、活動者数は1,435人となっています。[図表26]
- 令和2年度、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、ボランティア活動の問い合わせ・相談・活動協力件数は減少し、ボランティア養成講座などの開催回数も減少しています。[図表27、28、29、30、31]

[図表26] ボランティアセンター登録

年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
個人登録(人)		61	58	18	37	21
団体登録	団体数(団体)	40	46	43	40	39
	活動者数(人)	1,374	1,500	1,387	1,546	1,435

注) 各年度末現在

資料：上里町社会福祉協議会

[図表27] ボランティア問い合わせ・相談・活動協力

単位：件

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受付件数	330	481	566	230	228
ボランティア一般	90	218	310	101	96
ボランティアグループ支援	164	147	187	69	48
*福祉教育関係	27	36	43	39	14
その他	49	80	26	52	70

注) 各年度末現在

資料：上里町社会福祉協議会

[図表28] ボランティア養成講座(*傾聴講座等)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
回数(回)	10	8	7	5	1
延べ受講者数(人)	109	102	80	328	6

注) 各年度末現在

資料：上里町社会福祉協議会

[図表29] 夏のボランティア体験プログラム(高校生以上対象)

単位：人

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ参加者数	22	10	7	中止	9

注) 各年度末現在

資料：上里町社会福祉協議会

[図表30] 小中学校福祉体験教室への協力

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ボランティア講師派遣回数(回)	5	8	8	1	6
派遣者数(人)	61	74	70	9	34
参加児童生徒数(人)	281	413	392	38	265

注) 各年度末現在

資料：上里町社会福祉協議会

[図表31] 小・中学生のボランティアスクールの開催

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催日数(日)	3	2	2	中止	2
延べ参加者数(人)	86	57	36	-	26

注) 各年度末現在

資料：上里町社会福祉協議会

(5) 相談事業

- 相談事業として、心配ごと相談、弁護士による無料法律相談を実施していません。
- 令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、心配ごと相談の開催回数が減少していますが、弁護士による相談件数はやや増加しています。[図表32、33]

[図表32] 心配ごと相談の実施状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催回数(回)	23	21	22	12	8
相談件数(件)	0	10	9	3	4

注) 各年度末現在

資料：上里町社会福祉協議会

[図表33] 弁護士による無料法律相談

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催回数(回)	4	4	4	4	6
相談件数(件)	16	18	18	20	23

注) 各年度末現在

資料：上里町社会福祉協議会

(6) 貸付事業

- 貸付事業として、上里町社会福祉協議会福祉資金の貸付事業、生活福祉資金の貸付事業(埼玉県社会福祉協議会)を実施しています。

(7) 受託・協力事業

- 上里町からの受託事業として、高齢者等支え合いサービス事業、*ファミリー・サポート・センター事業、*生活支援体制整備事業を実施しています。
- 日本赤十字埼玉県支部上里町区分の運営等の実施、埼玉県共同募金会上里町支会の運営等を行っています。
- 令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、高齢者等支え合いサービス事業の延べ利用時間やファミリー・サポート・センター事業の活動件数が減少しています。[図表34、35]

[図表34] 高齢者等支え合いサービス事業（高齢者等生活応援隊）

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ利用時間 (時間)	632	789	846	589	522
延べ利用者数 (人)	279	342	421	427	454
利用会員登録 者数(人)	95	107	86	90	92
協力会員登録 者数(人)	39	45	48	57	59

注) 各年度末現在

資料：上里町社会福祉協議会

ひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯対象

[図表35] ファミリー・サポート・センター事業の実施状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
活動件数(件)	111	356	506	371	352
活動時間(時間)	114	314	466	351	468
依頼会員(人)	33	45	47	42	40
提供会員(人)	23	24	22	23	22
両方会員(人)	4	3	2	2	4

注) 各年度末現在

資料：上里町社会福祉協議会

依頼会員：小学校6年生までの児童を有する子育て中の者

提供会員：育児援助活動ができる20歳以上の者

両方会員：「依頼会員」と「提供会員」を兼ねている者

(8) 老人居宅介護等事業・居宅介護支援事業・障害福祉サービス事業

- 介護保険法及び障害者総合支援法の指定事業所として、ヘルパーステーション、居宅介護支援センターの運営をしています。

第3章 上里町の地域福祉を取り巻く現況と課題

第1節 住民アンケートの概要

1 調査の目的

- 「上里町地域福祉推進プラン(第3期地域福祉計画、第2期地域福祉活動計画、第2期自殺対策計画、成年後見制度利用促進計画)」の策定にあたって、住民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するため、令和3年8月に住民アンケートを実施しました。

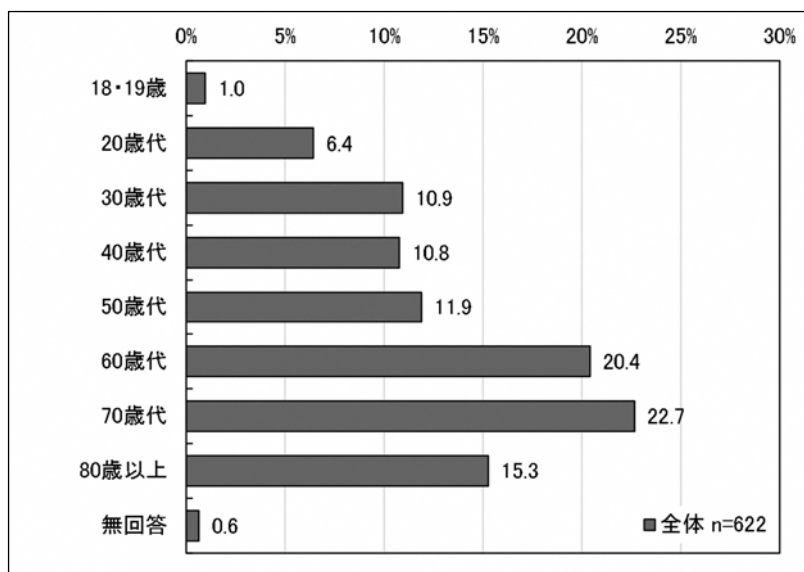
2 対象者数及び回答者数

- 調査対象者(配布数) 1,500人(18歳以上の住民から無作為抽出)
- 回答者数 622人(回収率 41.5%)

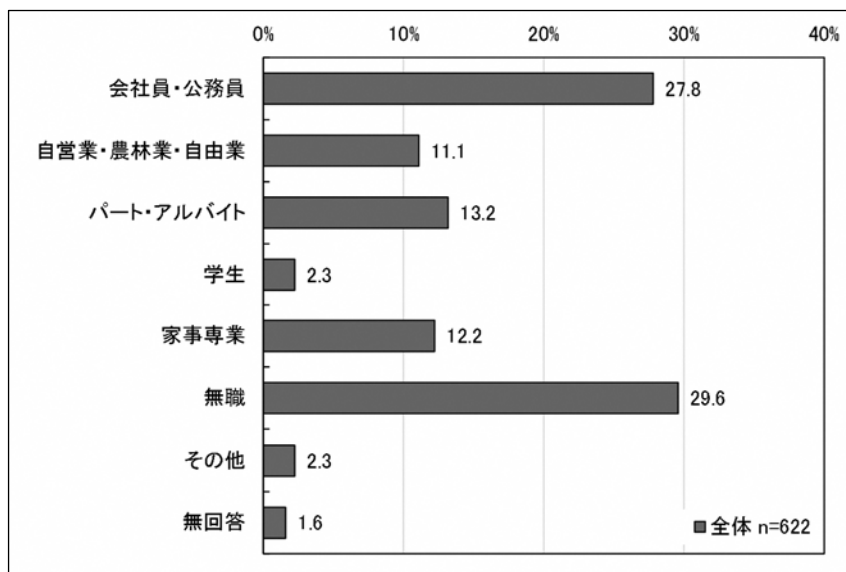
3 調査結果の概要

(1) 回答者の属性について

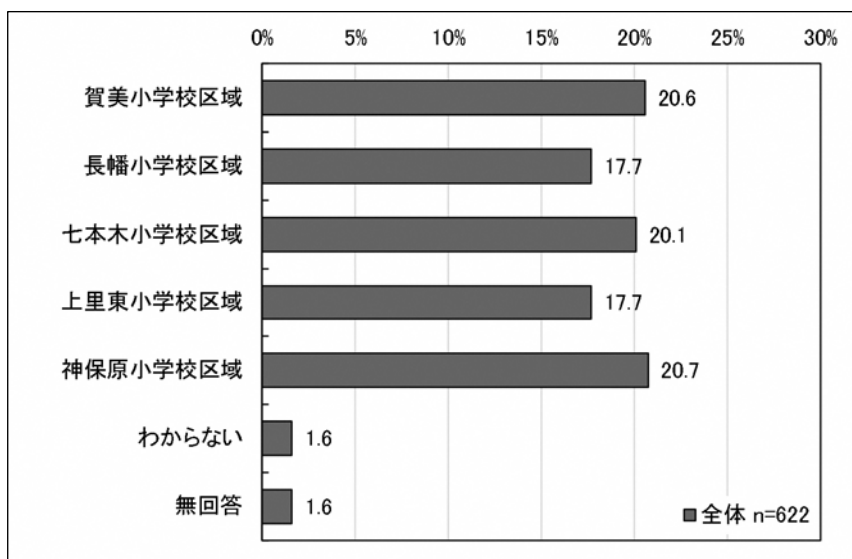
- 『回答者の年齢』については、60歳代や70歳代の方が多くなっています。



○『回答者の職業』は、無職と会社員・公務員の方が多くなっています。

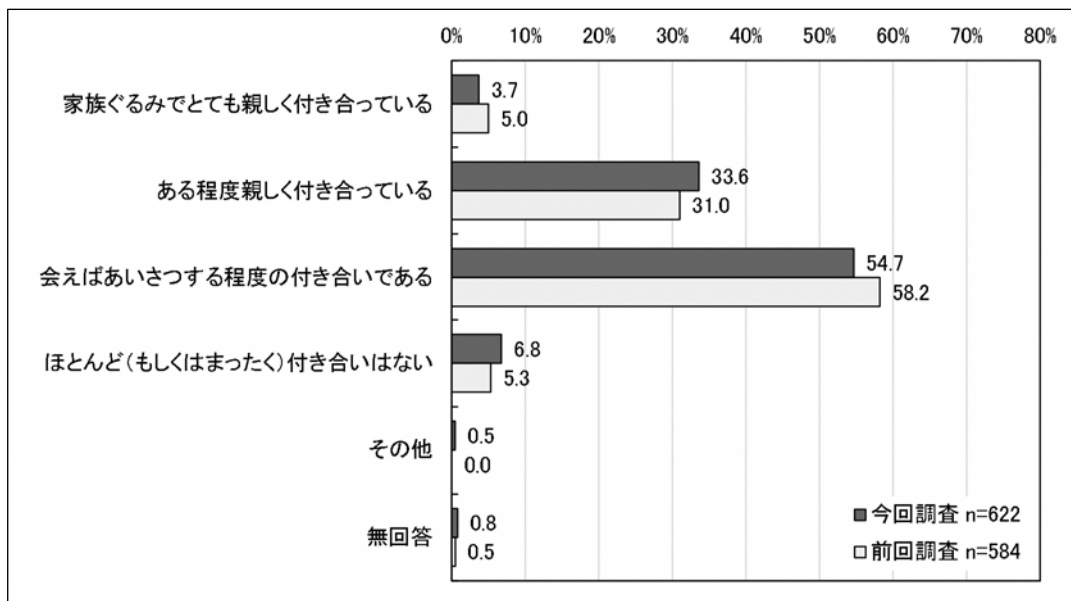


○『回答者の住んでいる地区』は、町内5地区平均しています。

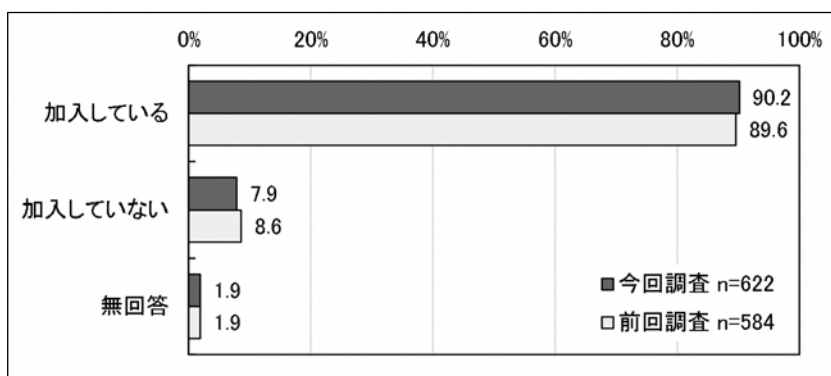


(2) 近所との関わりについて

○『近所付き合いの程度』については、前回調査と比べて「ある程度親しく付き合っている」が2.6ポイントの増加となっています。

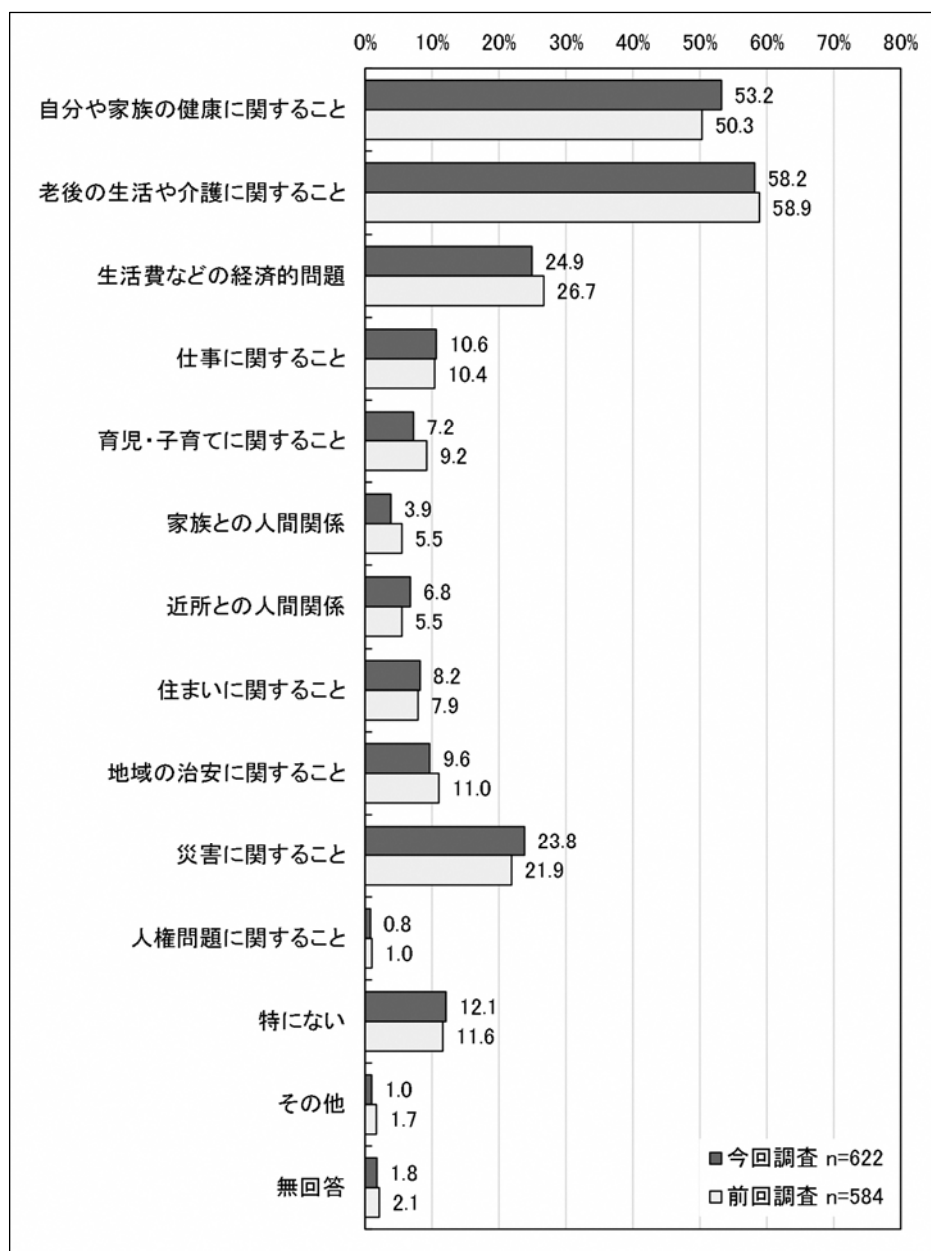


○『町内会や自治会組織への加入状況』については、前回調査と比べて大きな差はみられず、約9割の方が加入している状況となっています。

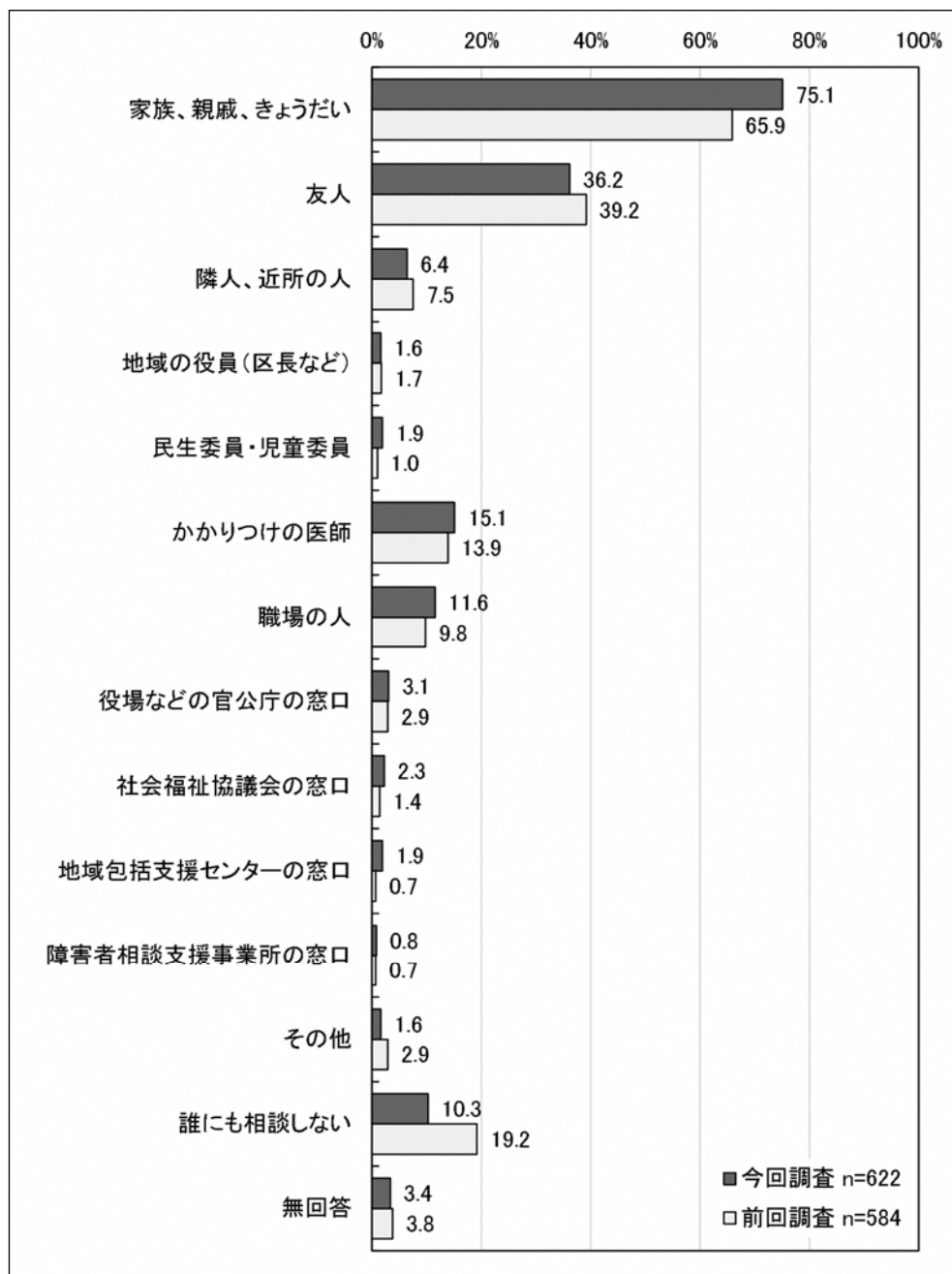


(3) 日常生活の課題や相談先

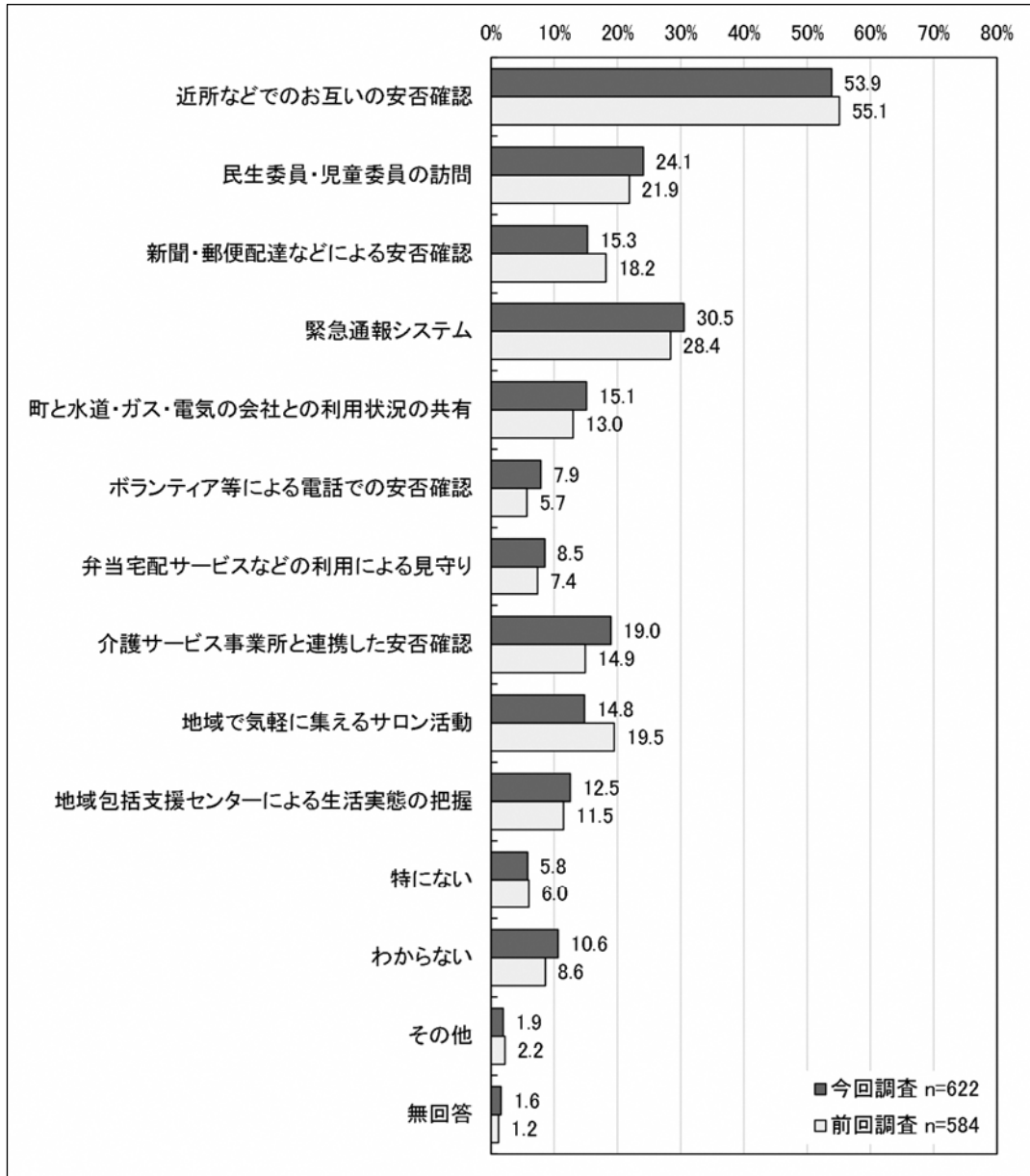
- 『日常生活の中での不安や悩み』については、「老後の生活や介護に関する
こと」、「自分や家族の健康に関すること」が5割を超えています。



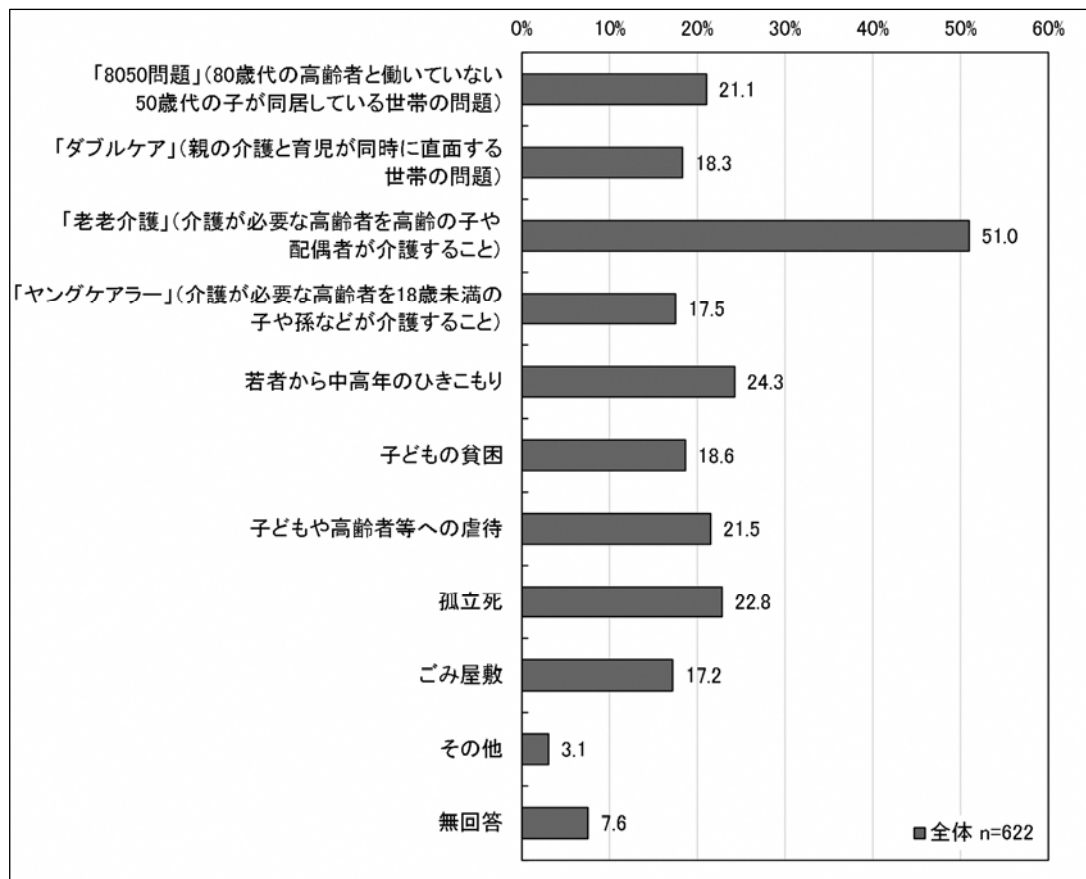
○『不安や悩みの相談先』については、前回調査と同様に、「家族、親戚、きょうだい」、「友人」が上位にあげられています。「誰にも相談しない」は、前回調査と比べて8.9ポイント減少しています。



○『地域から孤立した生活にならないために有効だと思う方法』については、「近所などでのお互いの安否確認」が53.9%で最も高く、次いで「緊急通報システム」が30.5%、「民生委員・児童委員の訪問」が24.1%となっています。

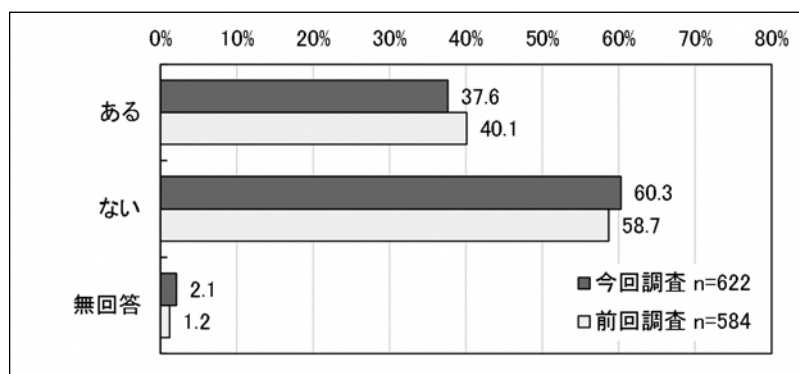


○『地域福祉に関するニュースで関心があること』については、「老老介護」が51.0%で最も高く、次いで「若者から中高年のひきこもり」が24.3%、「孤立死」が22.8%となっています。「子どもや高齢者等への虐待」や「8050問題」、「ダブルケア」、「子どもの貧困」、「ヤングケアラー」なども20%程度となっています。

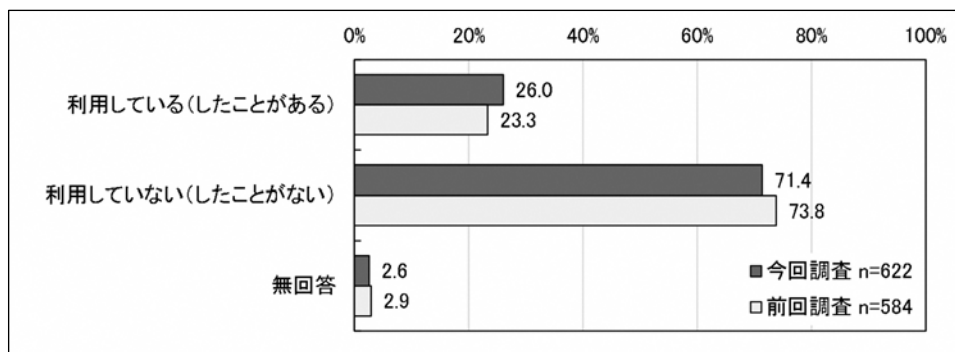


(4) 地域活動・ボランティア活動、福祉サービスについて

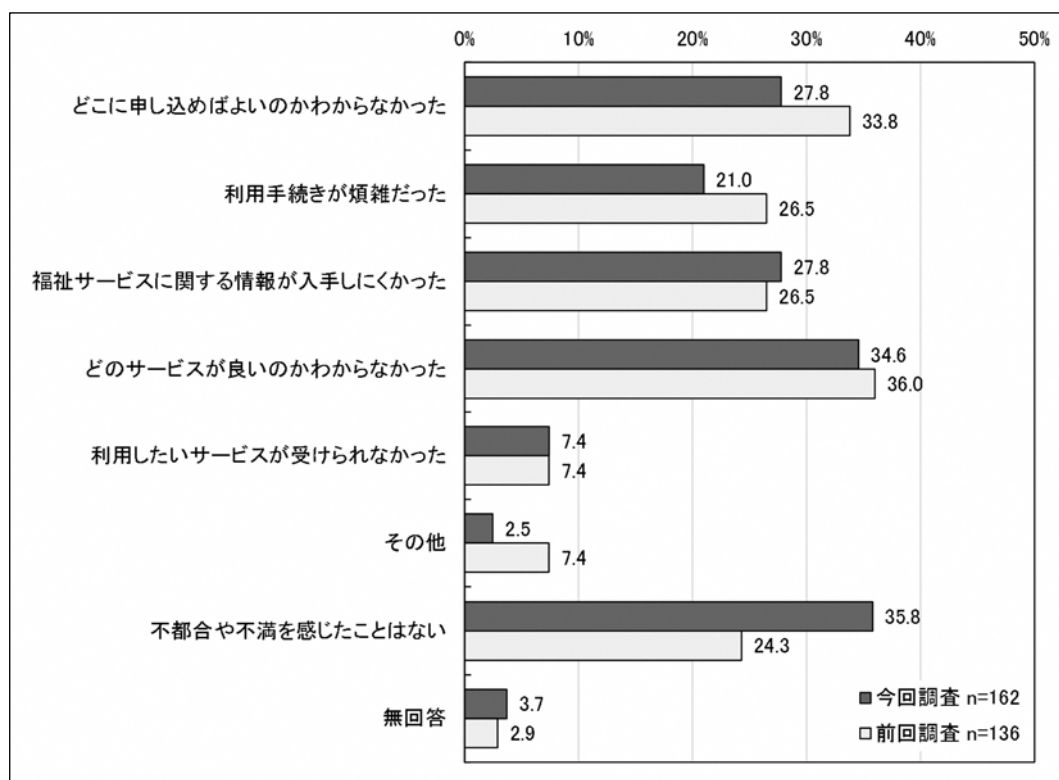
○『ここ5年間の地域活動やボランティア活動の有無』については、約4割が「ある」と回答しています。



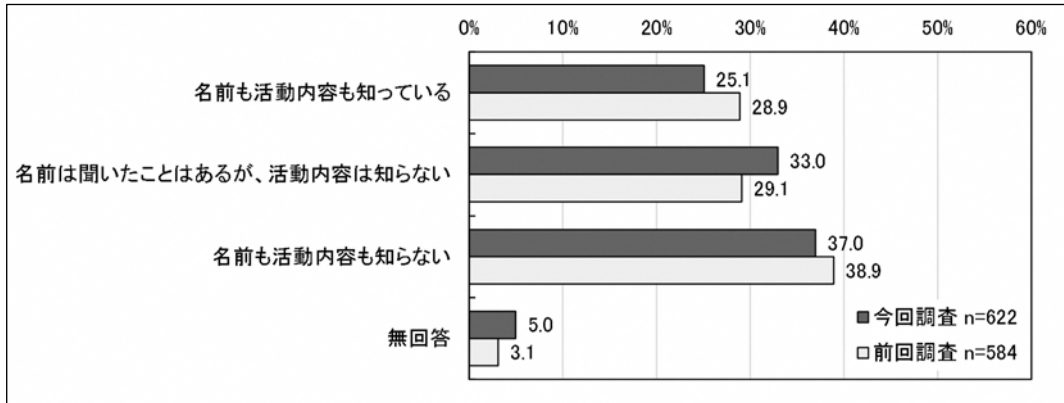
○『自身や家族の中での、高齢者の福祉サービス（ホームヘルパーや施設入所など）や障害者の福祉サービス（日常生活用具の給付や障害児（者）生活サポート事業、福祉タクシー利用料補助など）の利用状況』については、「利用している（したことがある）」が26.0%で、前回調査と比べて2.7ポイントの増加となっています。



○利用している（したことがある）と回答した方へ、『福祉サービスに対して、不都合を感じたり、不満を感じたこと』について尋ねたところ、前回調査と比べて「不都合や不満を感じたことはない」が11.5ポイント増加しています。

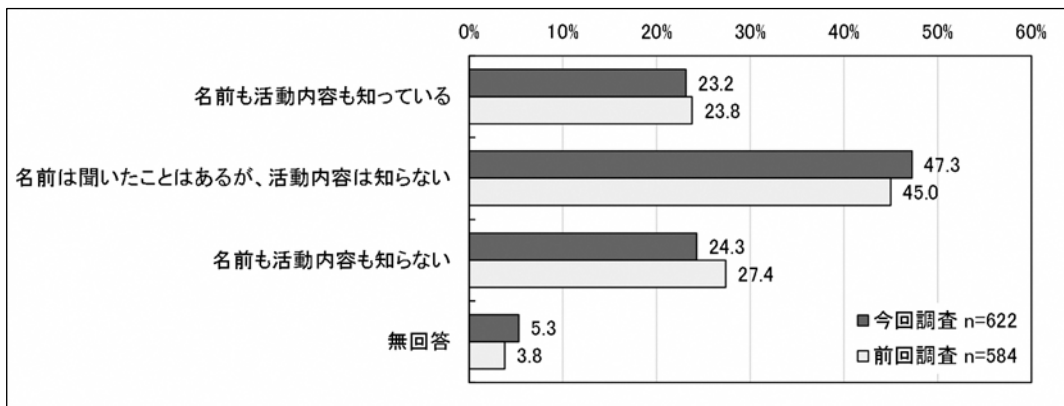


○『地域を担当している民生委員・児童委員を知っているか』について、「名前も活動内容も知っている」が25.1%、「名前は聞いたことはあるが、活動内容は知らない」が33.0%、「名前も活動内容も知らない」が37.0%となっています。

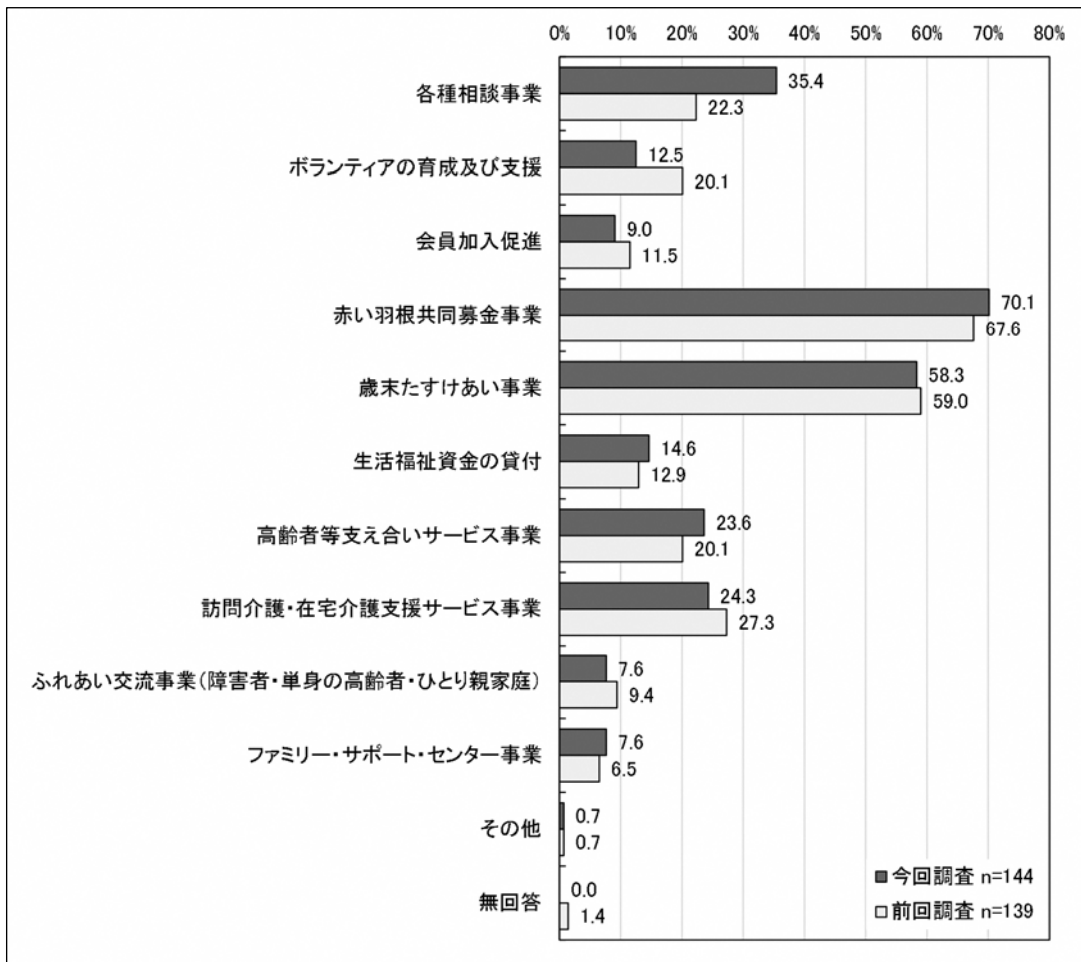


(5) 上里町社会福祉協議会について

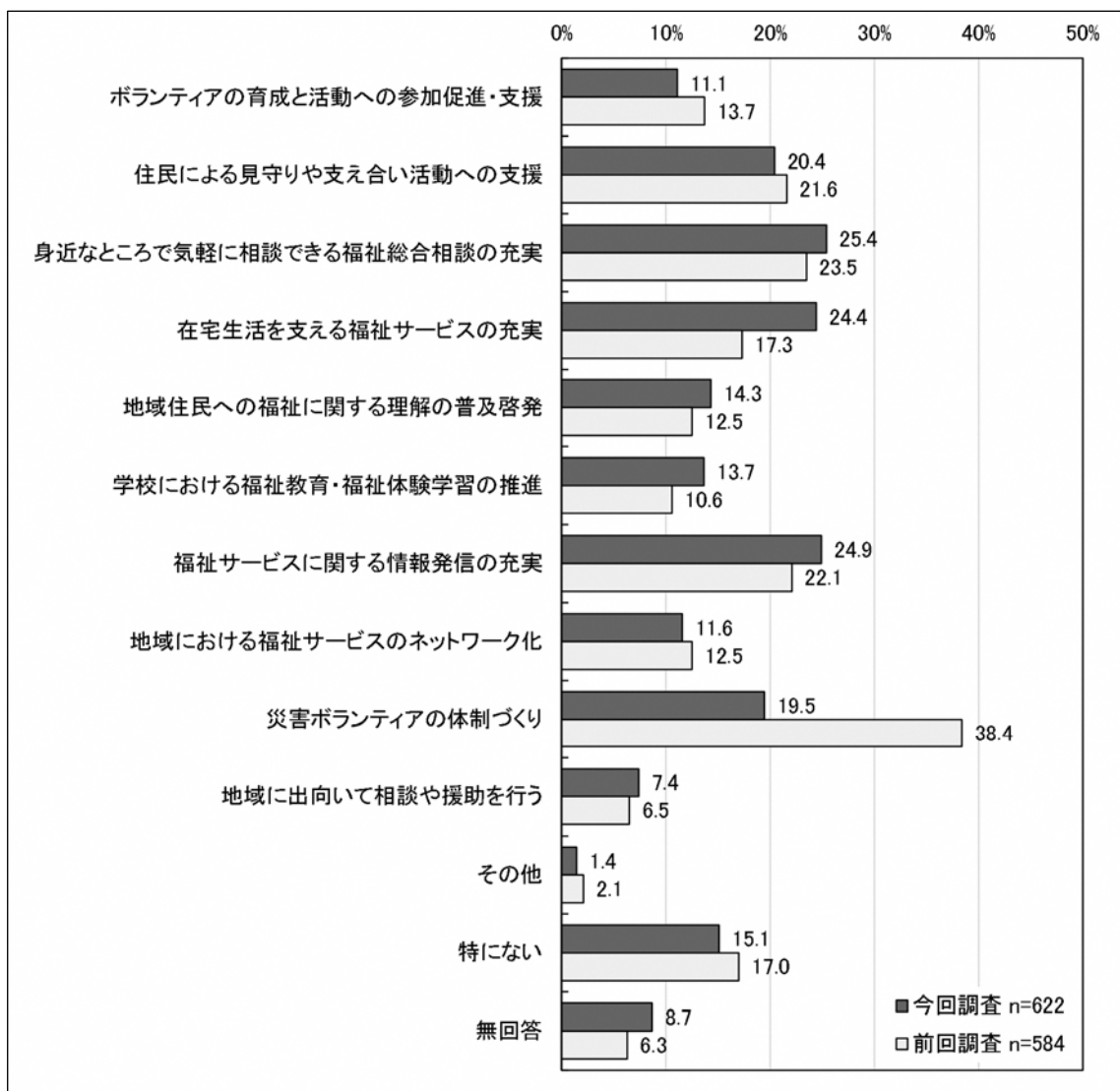
○『上里町社会福祉協議会の認知度』については、認知している方は約7割で、その内、約2割は活動内容まで知っているとの回答となっています。



○『上里町社会福祉協議会の活動として知っていること』については、「赤い羽根共同募金事業」、「歳末たすけあい事業」、「各種相談事業」が上位にあげられており、前回調査と比べて「各種相談事業」は13.1ポイントの増加となっています。

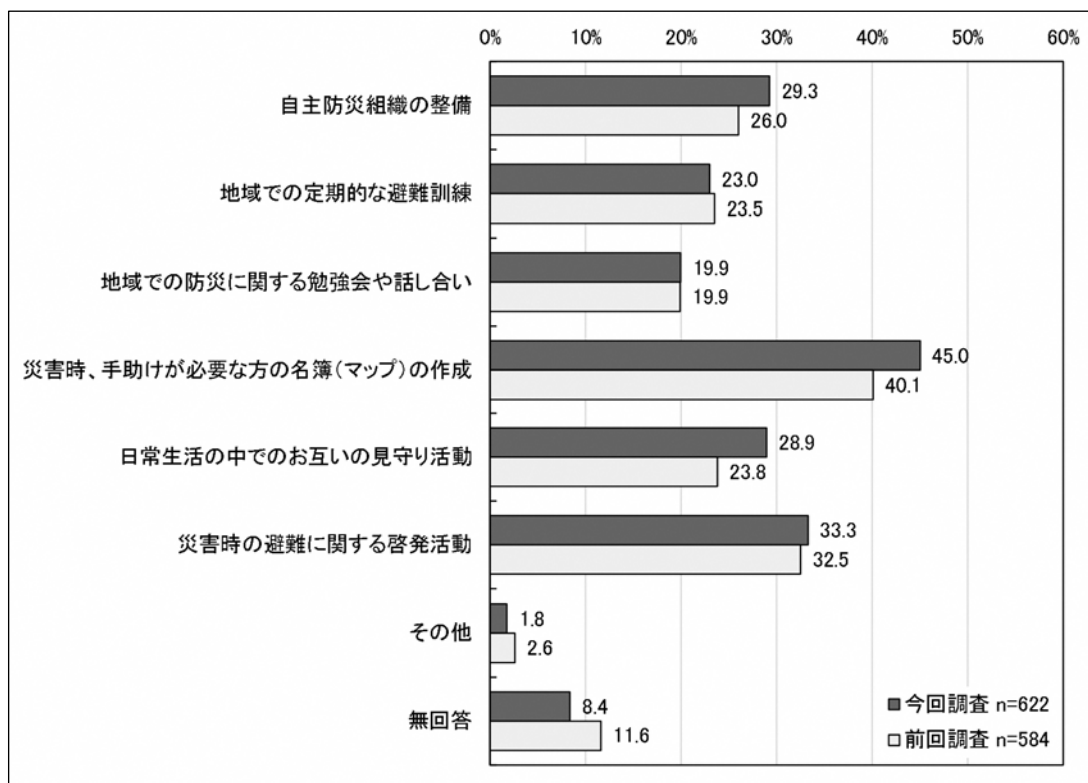


○『上里町社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいこと』について、「身近なところで気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が25.4%、「福祉サービスに関する情報発信の充実」が24.9%となっています。



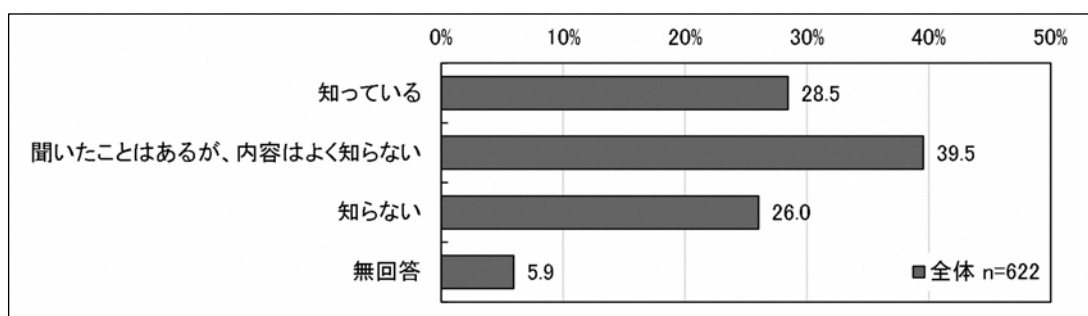
(6) 災害時の対応について

○『災害時に住民が支え合う地域づくりに必要だと思うこと』については、「災害時、手助けが必要な方の名簿（マップ）の作成」、「災害時の避難に関する啓発活動」、「自主防災組織の整備」が上位にあげられています。

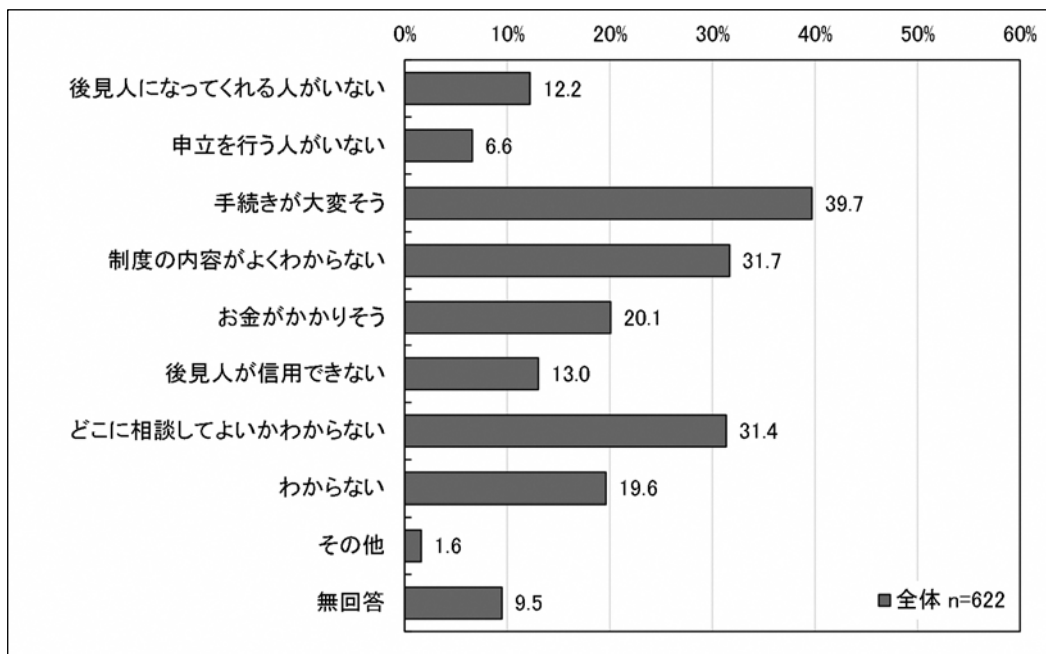


(7) 成年後見制度について

○『成年後見制度の認知度』については、「知っている」が28.5%、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」が39.5%、「知らない」が26.0%となっています。

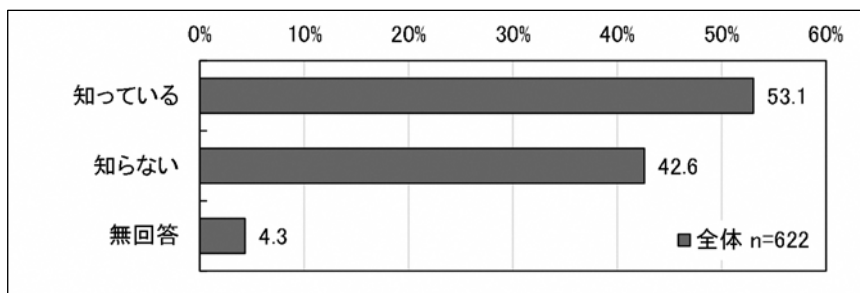


○『成年後見制度の課題だと思うこと』については、「手続きが大変そう」、「制度の内容がよくわからない」、「どこに相談してよいかわからない」が上位にあげられています。

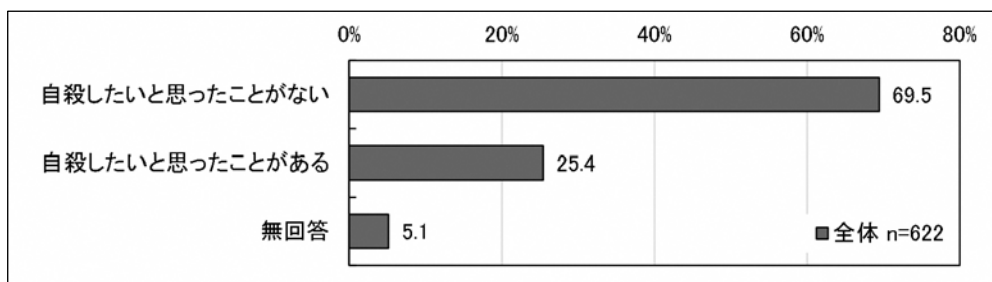


(8) 自殺対策について

○『国内では、毎年2万人を超える方が自殺で亡くなっていることを知っているか』については、「知っている」が53.1%、「知らない」が42.6%となっています。



○『これまでの人生の中で、自殺したいと思ったことがあるか』については、「自殺したいと思ったことがある」は25.4%と、4人に1人の割合となっています。



4 調査結果のまとめ

■地域のつながりを福祉に活かす

- 近年、高齢化が進行し、一般的には地域とのつながりが希薄化している傾向があるものの、上里町においては、自治会への加入率が9割と高く、近所づきあいも大きな変化がないことがわかりました。
- 地域福祉の土台は「地域のつながり」ということを考え合わせるならば、上里町において地域福祉が成熟していく基盤はしっかりとしていると考えられます。

■住民の不安は「健康」や「老後」、やっぱり頼りになるのは地域の人

- 住民の不安としては「健康」や「老後」が多く、不安や悩みを「誰にも相談しない」人は減少しています。
- 相談相手は、家族などが多く、役場や上里町社会福祉協議会、地域包括支援センターなどは少ない状況ですが、家族などでは解決できない課題や悩みもあることから、気軽に役場や上里町社会福祉協議会に相談できる体制づくりも大切になります。
- 地域で孤立しないために、近所での見守りや民生委員・児童委員の活動をあげる人が多く、地域の人に期待する人が多いことが伺えます。
- 近年の新たな福祉課題である「老老介護」や「8050問題」、「ヤングケアラー」などへの関心は一定程度あり、少なからず、住民が新たな福祉課題を身近な生活課題として感じていることがわかりました。

■福祉サービスへの不満は減少

- 家族で福祉サービスを利用したことがある人は増加していますが、サービスの利用で不満を感じたことがない人も増加しました。
- 上里町では、各種の福祉サービス提供体制が整うとともに、利用に関する情報提供なども着実に進んでいる様子が伺えます。

■民生委員・児童委員、上里町社会福祉協議会の認知度は伸び悩み

- 地域での福祉サービスが充実してきた中で、「地域福祉」の中心的な担い手である民生委員・児童委員や上里町社会福祉協議会に対する認知度は伸び悩んでいます。
- 一方では、民生委員・児童委員には高齢者などへの訪問活動を、上里町社会福祉協議会には身近な相談活動や福祉情報の提供を望む声が高くなっていることから、少なからず、住民が両者に対し、身近で生活に密着した活動を期待していることが伺えます。

■災害時には助け合いたい

- 災害時の支え合いに必要なことは、手助けが必要な人の名簿やマップという人が最も多く、前回よりも増加しています。
- 災害時避難行動要援護者名簿の周知が進んだことや、いざという時に地域で助け合うことが大切という住民が多くなっていると考えられます。

■成年後見制度は「よく分からない」が現実

- 成年後見制度については、聞いたことはあるが内容はよく知らない人が約4割、知らない人は約3割となりました。
- 制度そのもののことから、利用の方法、相談先、経済的負担、利用にまつわる不安の解消など、なるべく簡単に理解できるようにしていくことが大切です。

■自殺対策は「我が事」として推進

- 約半数の人が、毎年2万人以上が自殺で亡くなっていることを知っており、4人に1人が自殺を考えたことがあるという結果です。
- 自殺は「他人事」ではなく、「我が事」と認識されているようであり、住民に身近な課題として自殺対策を進めていくことが大切です。

第2節 上里町地域福祉推進プランの実施状況

○上里町地域推進プランの施策や事業の実施状況について整理します。

1 第2期上里町地域福祉計画の実施状況

(1) 地域包括ケアの推進

施策	実施状況
①総合相談支援窓口と住民に身近な相談支援窓口の設置	<p>○総合相談支援窓口については、そのあり方や効果的な運用について県職員やアドバイザーの派遣を受け、上里町社会福祉協議会と連携を図り推進しています。</p> <p>○身近な相談体制としては、スマイル訪問事業など民生委員・児童委員による相談をはじめとして、地域包括支援センターによる高齢者の相談、子育て世代包括支援センターによる子育て相談、上里町社会福祉協議会による心配ごと相談など多様な相談体制を整備しています。</p> <p>○教育委員会においても、*スクールカウンセラー、*さわやか相談員、学習支援員などによる相談を行っています。</p>
②福祉情報の提供と福祉サービスの利用促進	<p>○福祉情報の提供については、町ホームページ、広報紙、介護保険パンフレット、「上里町高齢者向け福祉サービス」、「子育て応援ガイド バンビ」、各種のしおりなどを活用し、情報の周知に努めています。</p> <p>○福祉サービスの利用促進については、民生委員・児童委員の訪問活動による情報の把握・発信に努めています。また、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センターを中心とした連携体制を進め、必要なサービスが必要な人に提供できる体制づくりに努めています。</p> <p>○町と上里町社会福祉協議会が協働し、身近な地域での生活支援サービスの提供を進めるため、賀美小学校区において地域支え合い活動の組織化を図りました。</p>
③認知症施策の推進	<p>○こむぎっちカフェ(オレンジカフェ)や認知症の早期発見、早期対応に取り組んでいます。</p> <p>○認知症サポーター養成講座を開催し、地域で認知症の方を見守り支援する体制の拡充に努めています。</p> <p>○こむぎっち ちよっくら健康体操やサポーターのフォローアップ講座で*コグニサイズを紹介し、認知症予防の普及啓発を行っています。</p>
④健康づくりと介護予防	<p>○健康に関する住民の意識を高め、各種健診の受診率向上に努めています。</p> <p>○がんの早期発見・早期治療のためにも、各種がん検診の受診率の向上に取り組んでいます。</p> <p>○介護予防と健康づくりを目指して、こむぎっち ちよっく</p>

施 策	実施状況
	ら健康体操の継続支援や新規立ち上げ地区の支援を行っています。また、体操を正しく楽しくできるようサポートし、参加者同士の交流を支援しています。
⑤専門職ネットワークの検討	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢福祉に関しては、ケアマネジャーやヘルパー、デイサービス等の多職種合同の研修会や情報交換会などを行っています。 ○障害福祉に関しては、児玉郡市障害者自立支援協議会による事例検討会、勉強会などへ職員が参加しています。 ○児童福祉では、要保護児童対策地域協議会などにおいて、専門職や関係機関の連携強化を実施しています。
⑥社会資源の発掘・開発	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法人の社会貢献活動により、「子ども食堂」が開設されるとともに、高齢者見守りネットワークなど、地域で多様な福祉活動の展開がありました。 ○上里町社会福祉協議会では、職員体制を強化するとともに、新たなサロンの設置も行われています。
⑦寄付文化の醸成	○上里町社会福祉協議会では、金品、フードバンク、小型家電等の寄付及び赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金など、住民の寄付を募る活動を展開しています。

(2) 地域福祉を支える基盤整備

施 策	実施状況
①自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が自立した生活を継続するため、こむぎっちちょっと健康体操の普及や老人クラブ活動の支援などを行っています。 ○教育・保育施設の適切な定員の確保に努めるとともに、放課後児童クラブの運営支援を進めています。 ○ひとり親家庭への支援について、広報紙やチラシ、パンフレットなどを活用しサービス内容の周知に努めています。
②権利擁護・虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ○上里町社会福祉協議会では、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと事業）により金銭管理や重要書類の預かり等を行うとともに、法人後見の取組を検討しています。 ○成年後見制度については、成年後見相談ダイヤルや各種の広報媒体を通じて、制度の紹介や利用促進を図っています。 ○高齢者や障害者、児童への虐待を防止するため、通報・相談体制の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会など、多機関の連携体制の強化を図っています。
③生活困窮者への支援	○町民福祉課や上里町社会福祉協議会、アスポート相談支援センター埼玉北部、埼玉県北部福祉事務所などが連携し、

施 策	実施状況
	<p>生活困窮者の家計や就労、住居などの相談支援を行っています。</p> <p>○教育委員会では経済的理由による就学困難児童・生徒への就学援助や、希望者を対象とした中学生学力アップ事業を実施しています。</p>
④自殺対策	<p>○上里町自殺対策計画を策定し、毎年計画の進捗状況を管理しています。</p> <p>○「こころの体温計」や「こころの健康相談」、「埼玉いのちの電話」などの周知を図っています。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響で、*ゲートキーパー養成講座などは予定通りの開催はできませんでした。</p> <p>○上里町社会福祉協議会では、心配ごと相談や弁護士による無料法律相談、生活福祉資金の貸付の受付などを行っています。</p> <p>○教育委員会では、各種の職員(さわやか相談員、学習支援員、スクールサポートスタッフ等)を配置し、児童・生徒への支援の充実を図っています。</p> <p>○各学校では「いじめ防止基本方針」を策定し、毎月の調査(アンケート等)と年度ごとの見直しを行っています。</p>
⑤サービスの質の向上	<p>○各種のガイドブックや福祉マップ等を活用し、町内介護保険事業サービス事業者や障害福祉サービス事業者、認定こども園や保育所などの情報提供の充実に努めています。</p> <p>○各事業者に対して、埼玉県や児玉郡の研修会の情報提供や保育士の配置に関する国や埼玉県の補助金の活用促進などを行っています。</p>
⑥福祉人材の育成・活用	<p>○上里町社会福祉協議会では、ボランティアを育成するため、朗読講座、傾聴講座、手話講習会などを開催しています。また、地域支え合い組織の育成を図り、福祉で活躍する人材の育成・確保に努めています。</p> <p>○町内の事業者等に、国や埼玉県の研修会等への参加を呼びかけています。</p>
⑦民生委員・児童委員協議会の活動の基盤強化	<p>○広報紙等で民生委員・児童委員の活動を周知するとともに、各種研修による民生委員・児童委員の機能強化を図っています。</p> <p>○「見守り台帳」などの作成を支援し、活動の促進を図っています。</p>
⑧移動支援	<p>○福祉有償運送の情報提供やタクシー初乗り料金補助事業などを行っています。</p> <p>○社会福祉法人による一般介護予防教室への送迎も実施されています。</p>

(3) 地域ネットワークによる支え合いの構築

施策	実施状況
①福祉意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校での福祉体験(車いす体験、アイマスク体験、点字や手話体験、認知症サポーター養成講座)などを行っています。 ○支援籍学習により、特別支援学校と地元の学校との交流を行っています。 ○福祉関連計画の策定などにより、*ノーマライゼーションや地域共生社会に向けた住民の意識啓発を進めています。
②避難行動要支援者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設と福祉避難所の協定の締結を行っています。 ○避難行動要支援者名簿の管理・更新、個別避難計画の作成などを行っています。 ○地区の自主防災組織の育成や地域の避難訓練の実施、福祉避難所の開設訓練などを行っています。
③住民参加による地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉推進プラン策定時に、支部社協(5地区)の役員を対象に懇談会を実施しました。 ○上里町社会福祉協議会では、ボランティアの活動支援や「かみさと高齢者等支え合いサービス」を実施するとともに、町と協働して小学校地区単位での「地域支え合い活動」の推進などを行っています。 ○上里町社会福祉協議会の支部活動では、児童の下校時の見守り活動、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動などが行われています。 ○民間団体との連携により、令和2年度から子ども食堂の運営を支援しています。
④地域における子ども子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○母子健康手帳交付時にすべての方に面接を行い、切れ目のない支援を実施しています。 ○子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点を設置するとともに、地域子育て支援拠点の整備や放課後児童クラブの運営支援を行っています。 ○上里町社会福祉協議会では、ファミリー・サポート・センターの運営を行っています。 ○教育委員会では放課後子供教室を全小学校で実施しています。 ○ヤングケアラーの把握に努めています。

2 上里町地域福祉活動計画の実施状況

(1) 地域福祉活動計画基本的施策の展開

施 策	実施状況
①*コミュニティソーシャルワーカーの配置検討	○令和4年度に1名配置し、*生活支援コーディネーターと連携し地域支え合い活動、ふれあいサロン活動の支援を行っています。
②福祉活動圏域での「支え合い相談所」の設置検討	○賀美安心サポートの会の発足に伴い、活動の拠点として、賀美小学校の協力により校舎内の地域連携室を活用し、週2回相談受付を行っています。
③生きがいづくり	○ふれあいサロンの運営支援や新設支援、ボランティア連絡会の活動支援、かみさと高齢者等支え合いサービスの啓発活動などを行っています。
④福祉教育の推進	○小学校の総合学習で取り組まれる福祉体験教室の講師として、ボランティアを派遣しています。 ○小中学生を対象としたボランティアスクールや高校生以上を対象としたボランティア体験プログラムなどを行っています。 ○寄付文化を学ぶ機会として、小中学校で赤い羽根共同募金を実施しています。
⑤専門職ネットワーク会議の検討	○埼玉県成年後見制度利用促進協議会に参加するなど、他の専門機関等との連携を進めています。
⑥社会福祉法人の組織化・連携強化と社会貢献の推進	○アスポート相談支援センター埼玉北部と連携し、生活困窮者の自立を支援しています。 ○彩の国あんしんセーフティネット事業(埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会)では、町内福祉施設と協働し、生活困窮に陥った方を救済するため、経済的援助(食料等の現物支給)や各種制度の紹介など自立に向けた支援を行っています。 ○地域の社会福祉法人と連携し、情報の共有に努めています。

(2) 上里町社会福祉協議会の組織強化

施 策	実施状況
①上里町社会福祉協議会の認知度の向上	○上里町社会福祉協議会の認知度を向上させるため、年2回「社会福祉協議会だより」の発行やホームページの随時更新、*フェイスブックを活用した情報発信などを進めています。
②上里町社会福祉協議会の体制強化	○社会福祉士を1名増員し、地域福祉の体制強化に努めました。
③事務事業の効率化・職員の資質の向上	○*ジョブローテーションの実施、事業の見直し、新規事業の実施などを進めています。 ○埼玉県や埼玉県社会福祉協議会の各種研修会や講座に積極的に参加しています。 ○上里町社会福祉協議会支部の担当制を導入し、支部活動の運営支援を進めています。 ○人事評価制度を導入し、職員の人材育成と適切な人員配置に努めています。 ○町が実施する防災研修会、訓練への参加、ボランティアセンター研修会の開催などにより、職員の災害対応力強化に努めています。
④財務基盤の強化	○区長に依頼しているチラシの配布により、住民に会費や募金の趣旨を理解していただくとともに、令和5年度からの上里町商工会と連携した賛助会員の募集開始など、新たな財源の確保に努めています。

3 上里町自殺対策計画の実施状況

○上里町自殺対策計画に関連する施策や事業については、地域福祉計画の実施状況でも記載しています。

■自殺対策にかかわる主な取組

施策	主な取組内容
(1)地域におけるネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○上里町、上里町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各種相談員等の連携の強化を図っています。 ○児玉郡市障害者自立支援協議会（運営会議、就労支援部会、相談支援部会）を開催しています。 ○*スクールソーシャルワーカーを配置しています。 ○虐待対応会議を開催しています。 ○消費生活相談を実施しています。
(2)自殺対策を支える人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の各種研修への参加を推進しています。 ○ゲートキーパー養成講座を開催しています(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施できなかった年度があります)。
(3)住民への啓発と周知	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉ガイドブックを配布しています。 ○セルフメンタルチェックシステム「こころの体温計」を、町ホームページに設置しています。 ○「こころの健康相談」、「埼玉いのちの電話」などを周知しています。 ○各小中学校で「命の教室」を実施しています。
(4)生きることの促進要因への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員による高齢者世帯等訪問活動、社会調査(ひとり暮らし高齢者調査)を実施しています。 ○上里町社会福祉協議会、アスポーツ相談支援センター埼玉北部、埼玉県北部福祉事務所との連携により、生活困窮世帯の自立を支援しています。 ○心配ごと相談、弁護士による無料法律相談を実施しています。
(5)子ども・若者の自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○各小中学校で、いじめアンケートを実施しました。 ○小中学校にスクールカウンセラー、さわやか相談員などを配置しています。 ○QU(楽しい学校生活を送るためのアンケート)を実施しました。

第3節 住民懇談会（地域福祉を考える会）の開催

Ⅰ 住民懇談会の概要

（1）懇談会の目的

○懇談会は、本計画策定にあたり、地域住民の声を聞く機会として、地域福祉活動の担い手である上里町社会福祉協議会の支部社協役員に依頼し、『地域福祉を考える会』として開催したものです。

（2）開催状況及び参加者

事項	内容	
開催日	令和4年9月29日（木）	
開催時間 / 支部別 参加者数	10:00～	賀美支部 11人（グループ別人数 ①6人、②5人）
	12:00	長幡支部 10人（グループ別人数 ①5人、②5人）
		七本木支部 13人（グループ別人数 ①4人、②5人、③4人）
	14:00～	上里東支部 12人（グループ別人数 ①4人、②4人、③4人）
16:10	神保原支部 12人（グループ別人数 ①4人、②4人、③4人）	

（3）開催方法

- 各グループにおいてグループリーダー、発表者を選定した後、資料「地域共生社会を目指す地域福祉の5つの段階」の図をもとに、第1段階から第2段階への移行、第2段階から第3段階への移行、第3段階から第4段階への移行、第4段階から第5段階への移行に「必要なこと・できること」を検討していただきました。
- また、最後に「その他」として、懇談会及び地域福祉に関するご意見を伺いました。
- 資料「地域共生社会を目指す地域福祉の5つの段階」の図は、国が平成14年に、市町村地域福祉計画策定のための資料として提示したものを加工したもので、「地域共生社会」の具体的なイメージと、地域における要支援者の状態をわかりやすく示したものです。

(4) 住民懇談会資料

○ 「地域共生社会を目指す地域福祉の5つの段階」の図

段 階	状 態	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 支援を要する地域住民（要支援者） ○ 要支援者以外の地域住民（地域住民） ◎ サービス事業者
		<ul style="list-style-type: none"> --- 点線はネットワークを指す。 ← 矢印はサービスや相互関係を指す。
第1段階 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者はどんなサービスも受けていない ・ 地域で要支援者は「孤立」している <p>●の例：手帳を所持していない知的障害の方 長い間、引きこもっている方</p>	
第2段階 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者はサービスを受けるが、サービスは個々バラバラ。 ・ 地域で要支援者は依然として「孤立」 <p>●の例：病院から退院しても通院しているだけの精神障害の方 保育所、幼稚園に通っていて家庭で虐待を受けている子ども</p>	
第3段階 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者はケアマネジメントされたサービスを受けている ・ 地域住民の一部がサービス・サポートに参加 ・ しかし、要支援者は「支援すべき特別な存在」 <p>●の例：介護保険サービスや障害福祉サービスを利用している方</p>	
第4段階 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの地域住民がサービス・サポートに参加 ・ しかし、この場合でも、要支援者は「支援すべき特別な存在」に変わりない <p>●の例：介護保険サービスや障害福祉サービスだけではなく、地域の人々の支援により生活できている人</p>	
第5段階 	<p>『地域共生社会』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民が要支援者を「支援すべき人ではあるが、人格は平等・対等である」と意識し、「対等の存在」となる ・ ノーマライゼーションの地域社会 ・ 要支援者は、同格の地域社会の構成員として社会に参画し、自立・自己実現を図る <p>●の例：地域の中で自分が望む生活ができている人</p>	

注) 国「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」（平成14年）の資料から作成



(5) 住民懇談会の意見の概要

区 分	移行に必要なこと・できること
<p>第1段階から第2段階への移行</p> <p>(例)地域の中で支援が必要であるにもかかわらず孤立している人を発見し、サービスにつなげるには、どのような仕組みが必要か。</p>	<p>【辛抱強く訪問しよう】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○何回も足を運ぶ ○発見すること！➡発見するには、定期的に訪問する事業者、民生委員・児童委員、区長による訪問が有効 ○心を開いてもらうために声をかける <p>【要支援者の声を聴こう】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要支援者は声をあげられない ○要支援者が自らアピールできる場所をつくる ○要支援者の考えや気持ちをまずは理解する“どうしたいのか？”“何が不安か？”“何が苦手か？”“対人関係は苦手か？”など ○要支援者と交流を重ねて、どんなサービスを受けたいか把握する ○要支援者が地域の方に話したのがきっかけになり、地域の方から民生委員・児童委員に連絡がある ○本人や家族からのSOSをどうやって発信させるか <p>【地域のつながりを基本としよう】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の自治活動への参加を促す（回覧板などを利用） ○地元に根付いた世話好きな方にヒアリングをすれば、多少は地域の情報が入ってくるのではないか ○区長⇄班長、民生委員・児童委員⇄老人クラブなどの連携で実態を調査する ○人間関係をつくるため、楽しく話ができるように二人で訪問、お茶菓子も必要 <p>【相談窓口や専門機関につなごう】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民はケアマネジャー等に知らせる ○ケアマネジャー等は要支援者のことを、区長、民生委員・児童委員等に知らせ、住民間等で支援する ○民生委員・児童委員を通じて、上里町社会福祉協議会や上里町町民福祉課に連絡する ○相談窓口、連絡先の早見表をつくる ○学校、保育所、児童館等で持っている情報を共有（子どもの場合）
<p>第2段階から第3段階への移行</p>	<p>【相談窓口や専門機関につなごう】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上里町社会福祉協議会や役場に電話をする ○民生委員・児童委員も踏み込めない部分を上里町社会福祉協議会が介入する

区 分	移行に必要なこと・できること
<p>(例)要支援者にとって必要なサービスを効率的に提供するためには、どのような仕組みが必要か。</p>	<p>【要支援者の情報を共有しよう】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サービス機関と地域の特別な人（近所、区長、民生委員・児童委員、家族、親戚）とをつなぐ連携が必要 ○地域と公的サービスの情報共有が必要 ○情報提供➡要支援者への課題の発信（家族や本人が動く） ○各地域住民はケアマネジャーからサービス内容やサービス結果を確認し、情報を共有する ○情報を共有できるシステムが必要 <p>【地域のつながりを基本としよう】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○まずは要支援者に自分達が“信頼”されるようになることが必要。少しずつコツコツかかわっていかねば！ ○家族からの情報をいただき、サロン等の地域活動に参加していただく ○地域の祭り事を復活させていくことが必要 ○民生委員・児童委員は、サービスを受けている人には入っていくことが難しい ○介護保険サービスを利用していると、地域とは付き合いがなくなるのではないか
<p>第3段階から第4段階への移行</p> <p>(例)要支援者の生活の充実のために、地域住民ができることは何か。</p>	<p>【地域の活動拠点をつくろう】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の公民館を開放する ○支援すべき人がサロンに出てくる必要がある ○新型コロナウイルス感染症が収まらないと、皆で集まれないし交流ができない ○集まる場所がない、公民館等が老朽化して危ない ○新型コロナウイルス感染症の影響で地域コミュニティが減少しているので、見守り活動等を近隣住民と連携して行う ○かかわりを増やす（老人クラブやサークル）➡安心感が生まれ、情報共有ができる <p>【地域ならではの視点で支援しよう】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ケアマネジャーさんのサービスを受けていても、なかなか思うようにいかないのが、近所の人が見守っている ○常に目を向け、日常生活を見守るとともに、声かけを行う ○各自が見守り役として、変化がある時は行政にも伝える ○地域住民のサポート内容とケアマネジャーのサポートとのすり合わせを行い、分担を決めてサポートを行う ○「できること」と「できないこと」を地域住民の状況に応じて交代する ○地域住民のできることは、ごみ出しなど小さいことでもする

区 分	移行に必要なこと・できること
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時にどの程度のサポートが必要か考える ○サービス事業者・外部支援者と地域住民とのネットワークを構築する（支援すべきことの共有） 【地域のつながりを基本としよう】 ○地域住民の積極的な参加が、現在は難しい（お祭りや地元行事などが無くなってきていて、人々が共有できる仲間意識が作れないからであり、そのような場を作っていく必要がある） ○地域が積極的にかかわる（こむぎっち ちよっくら健康体操など） ○多くの地域住民参加型をどうやるか、地域全員、多くの人を知るようになれば、地域の絆になる ○各地域の子ども、大人、高齢者の参加行事、敬老会で交流を深める ○地域住民の情報交換頻度を多くする
<p>第4段階から第5段階への移行</p> <p>(例)要支援者と地域住民が、お互いに尊重し、対等に暮らしている「地域共生社会」を実現するためには、どのような仕組みが必要か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【みんなで意識を変えていこう】 ○自分のことは自分です ○他人を手伝う ○ふだんと変わりなく接する ○お互いに心を広くもつ ○可愛い人間になる ○地域の人とのつながりをもてる人を目指す（対等の存在） ○特別な存在を無くすには、家族的に考えることが重要 【地域の仲間として声をかけ、話を聞き、活躍の場をつくろう】 ○本人のできることや考えを直接話し合う ○要支援者の好きなこと、興味のあることを聞き出し、地域で参加できることを行う ○要支援者も進んで参加できるような活動を計画して、平等、対等であると意識していく ○要支援者を中心メンバーの一人としてリーダー的にし、本人の特技を披露すれば生きがいとなり、地域参加につながる ○要支援者が自ら参加できるイベントを行う ○要支援者が生きがいを感じられること、体験が必要 ○自立・自己実現の成功体験を積み重ねていけるように見守る ○誰もが気楽に声かけできる環境をつくり、本人が地域の一員として認識することが大切 【教育も大切です】 ○福祉は他人ごとではなく、誰もが必要なこととして教育・啓発する ○学校教育が重要である

区 分	移行に必要なこと・できること
	<ul style="list-style-type: none"> ○子どものうちから福祉の勉強を盛り込む 【バリアフリーのまちづくり・こころづくり】 ○要支援者の社会参画の支援（選挙の投票支援、地域の会議等への参加支援） ○バリアフリー化を進める ○社会に参画するための資本整備が必要 ○井戸端会議等で要支援者が通りかかった際は、仲間に入れる ○施設改修や車いす等の配置を行う 【継続は力なり】 ○理想の形について、昔に比べ理解されてきたので、時間がかかっても目指すことが重要 ○同じことの繰り返し！しかありません「継続」＆「信頼」 ○支援者、要支援者へ地道に認識を深める情報提供や指導を行う

2 住民懇談会意見のまとめ

①要支援者への気づきが必要となっています

- 要支援者は「地域にはいない」とする声もあがりましたが、個人情報保護の観点から「情報が不足している」との意見が多くあげられました。
- 要支援者自身の問題により孤立してしまう場合もあるとの指摘もありましたが、日頃からの人間関係づくり、コミュニケーションが大切であり、訪問し合える関係づくりが重要であるとあげられています。
- 「あいさつ」から地域福祉の意識を醸成し、隣近所との会話の中で情報を共有し、必要に応じて、区長、班長、担当地区の民生委員・児童委員、そして役場、上里町社会福祉協議会へと、情報を伝達・共有する流れとなる「連携」の必要性があげられました。

②要支援者への地域ぐるみによる支援が必要となっています

- 要支援者が必要とするサービスを知ることができる方法として、相談窓口の早見表の作成などの提案がありました。
- 介護、障害のサービスの提供基盤は整備されてきたものの、介護保険等の公的なサービスの利用により、地域の方々との付き合いが薄れ、つながりが途切れてしまうとの意見がありました。
- 公的なサービスを利用していない場合、また、利用している場合でも、本人や家族がどのようなサービスを必要としているか、地域からはどのような支援を望んでいるか把握できていないため、「要支援者本人あるいは家族からのSOS」を発信（アピール）できる仕組みづくりの必要性があげられました。

③地域福祉を進めるまちづくりが必要となっています

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の行事ができなため気軽に声をかけられない状況ですが、要支援者が外に目を向けられるよう、学校等の空き教室を地域の資源として活用し、カフェ、こむぎっち ちよっくら健康体操などに利用できる、身近な地域で集まる「拠点」の整備が必要とされています。
- 地域福祉の推進には、日頃のあいさつから互いに知り合うことが必要であり、要支援者の掘り起こしにもつながるとの意見がありました。
- 地域共生社会に向けた「教育」の必要性があげられました。

第4節 地域福祉推進プランの重点課題

- ここまで整理してきた、住民アンケート結果、現計画の実施状況、住民懇談会の意見などを総括し、地域福祉推進プランにおいて重点的に取り組む課題について整理します。

1 「上里らしい、上里にふさわしい」相談支援体制の構築

- 近年の「福祉課題の複合化」や「ヤングケアラー」、「ひきこもり」などの新たな福祉課題に対応するため、総合相談支援体制の整備を推進しています。
- 地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点など、分野別の相談支援体制を強化してきました。
- 生活困窮者に対する相談支援を、上里町社会福祉協議会やアスポーツ相談支援センター埼玉北部、埼玉県北部福祉事務所と連携して行っています。
- 住民アンケート結果や住民懇談会などからは、民生委員・児童委員による訪問活動などにも大きな期待が寄せられています。
- 住民懇談会では、住民と関係機関の情報共有や活動拠点の必要性があげられています。
- 住民の意識や風土、各組織の「独自の文化」などを考慮に入れ、地域の相談支援機関や、組織・人材を有効に活用した「上里らしい、上里にふさわしい」相談支援体制の構築を目指していくことが大切です。そのためには、上里町社会福祉協議会と連携を図るとともに、地域のサービス提供事業者や本庄保健所などの専門機関、専門的人材、ボランティア等との連携と協力が必要不可欠です。

2 住民主体の生活支援体制の整備

- 上里町社会福祉協議会では、町と協働して小学校区単位での住民同士で支え合う生活支援体制の整備を進めています。具体的には、賀美小学校区で「賀美安心サポートの会」が発足し、引き続き他の小学校区への展開を図っています。また、「かみさと高齢者等支え合いサービス」により、ひとり暮らし高齢者等を対象に有償ボランティアを派遣し、買い物や庭の手入れなどきめ細かいサービスの提供を行っています。
- 介護保険制度によるサービスや障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスが充実する一方で、住民懇談会で示されたように、公的サービスの充実に伴ない、地域住民ならではの「ちょっとした手伝い・気配り」などが薄れている実態を指摘されています。
- 住民懇談会においても、日頃からの地域のつながりの大切さや、地域独自の視点からの支援が大切という意見が多くあげられました。
- 介護保険制度や障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実とともに、住民主体の生活支援体制の整備が望まれています。

3 我が事としての自殺対策の推進

- 上里町では、平成31年3月に「上里町自殺対策計画」を策定し、生きることの包括的支援を進めてきました。
- 上里町の自殺者数は近年10人を下回る状況で推移しており、自殺死亡率も全国及び埼玉県の数値を下回る年が多くなっています。
- 住民の約半数が自殺者が毎年2万人以上であることを認識しており、さらに4人に1人は自殺を考えたことがあり、自殺は「他人事」ではなく、「我が事」と認識されています。
- 自殺対策についての住民への普及啓発や、身近な人を見守り、自殺のサインを早期に発見できる人材の育成、地域の関係機関及び相談窓口との連携を強化し、住民に身近な課題として自殺対策を進めていくことが大切です。

4 成年後見制度の啓発・普及

- 成年後見制度については、住民アンケート結果のように、まだまだ制度そのものへの理解が進んでいないのが現状です。
- 成年後見制度の手続き、信頼できる後見人、制度利用に伴う経済的負担など、一般の方にはかなりハードルが高い内容です。
- 地域で成年後見制度の利用が促進されるように、関係機関が連携して普及に努めていくことが大切になります。

第4章 計画の内容

第1節 基本理念

- 地域で支援を必要とする方が、地域の中で孤立することを防ぎ、適切なサービス・支援につながるためには、日常のコミュニケーションによる人間関係づくりが大切であり、お互いに支え合える人との結びつきが重要となります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の人々との付き合いが薄れ、つながりが途切れがちになるなかで、要支援者が自らも目を外に向け、いきいきと暮らせる取組が必要とされています。
- これらのことから、本計画では前計画の基本理念である『地域で支え合いながら誰もがいきいきと充実して暮らせるまち』を踏襲し、地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

【基本理念】

『地域で支え合いながら
誰もがいきいきと充実して暮らせるまち』

第2節 基本目標

- 基本理念である『地域で支え合いながら誰もがいきいきと充実して暮らせるまち』のもとに、地域共生社会を実現するための基本目標を次の6つとします。

1 地域包括ケアの推進

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、誰一人取り残さず丸ごとの相談支援を行う総合相談支援体制を強化するとともに、身近な相談窓口の充実、福祉サービスの情報提供、福祉サービス提供体制を強化します。

2 地域福祉を支える基盤整備

- 身近な地域での福祉活動を担う民生委員・児童委員、住民、民間事業者による福祉活動を推進します。

3 地域ネットワークによる支え合いの構築

- 住民の福祉意識を醸成するとともに、専門職のネットワーク、災害時の避難支援、交通対策・バリアフリーを推進します。

4 住民主体による福祉活動の推進（第2期上里町地域福祉活動計画）

- 住民のボランティア意識を醸成し、小学校区単位での支え合いの仕組みづくりや民間事業者、上里町役場との連携による福祉活動を広めるとともに、複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間の問題に対応する相談支援を推進します。

5 誰も自殺に追い込まれないまち（第2期上里町自殺対策計画）

- 相談支援体制を充実するとともに、自殺ハイリスク者への支援、子どもや若者、女性に対する支援を強化し、自殺対策を推進します。

6 本人らしい生活の実現（上里町成年後見制度利用促進計画）

- 尊厳のある本人らしい生活の継続と、地域社会への参加の実現を目指し、地域連携ネットワークづくりを進めるとともに、成年後見制度の適切な利用、担い手の育成・活躍の支援を推進します。

第3節 目標指標

○本計画の目標指標を次のように設定し、各施策の推進を図ります。

【目標指標】

指標名	現状値 令和4年度	目標値 令和9年度	備考
地域福祉に関する住民と行政の連携・協働が進んでいると思う割合	39.7%	45%	上里町地域福祉推進プランにかかわるアンケート調査（「非常に進んでいる」と「どちらかといえば進んでいる」の割合の合計）
住民主体の相互支援組織の設立	1団体	3団体	小学校区単位での設置
ここ5年間で地域活動やボランティア活動に参加したことがある割合	37.6%	45%	上里町地域福祉推進プランにかかわるアンケート調査
地域の集まりの場団体数	18団体 (令和2年度)	25団体 (令和6年度)	総合戦略の目標

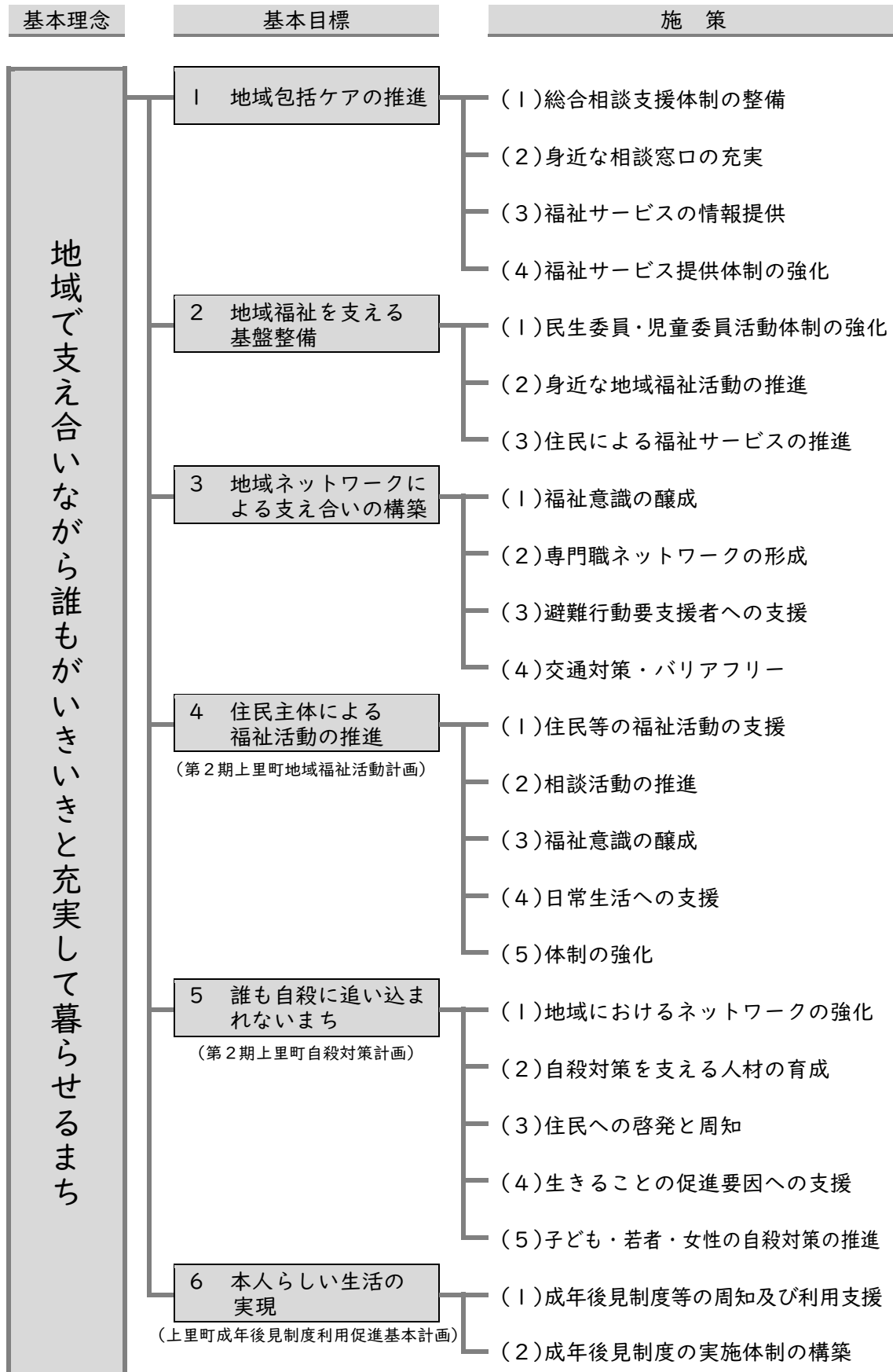
第4節 地域福祉活動の圏域

○地域福祉活動の圏域、圏域ごとの範囲及び活動内容を次のように分類し、取組を進めます。

地域福祉活動圏域の概要

圏域	範囲	圏域の活動内容
児玉郡市圏域 埼玉県広域圏域	児玉郡市 埼玉県県北・ 全県	アスポート相談支援センター埼玉北部 児玉郡市障害者自立支援協議会 埼玉県北部福祉事務所、熊谷児童相談所、 本庄保健所 など
日常生活圏域 (第1層)	町全体	上里町役場 上里町社会福祉協議会 生活支援体制整備事業 地域包括支援センター 成年後見中核機関 福祉ボランティア団体 福祉サービス事業者 保健医療事業者 企業等民間事業者
福祉活動圏域 (第2層)	小学校区域	住民主体の相互支援組織 上里町社会福祉協議会支部活動

第5節 施策体系



第6節 施策の展開

基本目標1 地域包括ケアの推進

【現状】

- 目まぐるしい社会状況の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響も重なり、地域住民が抱える課題も複雑化・複合化しており、それらのニーズに総合的に対応できる体制の強化が求められています。
- 総合的な相談支援体制では、福祉関係各課や上里町社会福祉協議会と連携を図り体制の充実に努めています。
- 生活困窮者への支援では、上里町社会福祉協議会やアサポート相談支援センター埼玉北部、埼玉県北部福祉事務所などと連携し、生活困窮者の家計や就労、住居などの相談支援を行っています。
- ひとり親家庭への支援について、広報紙やチラシ、パンフレットなどを活用し、サービス内容の周知に努めています。
- 身近な相談先として、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、上里町社会福祉協議会などが相談にあっているほか、教育委員会では、スクールカウンセラー、さわやか相談員、学習支援員などによる相談を行っています。
- 福祉情報の提供については、町ホームページ、広報紙を活用するとともに、各種ガイドブックや福祉マップ等を活用し、町内介護保険サービス事業者や障害福祉サービス事業者、認定こども園や保育所などの情報を提供しています。
- 福祉サービスの提供体制では、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉の各計画の見直しにより、サービス提供体制の充実に努めています。

【アンケート結果より】

○日常生活の中での不安や悩み（上位3位）		
第1位	老後の生活や介護に関する事	58.2%
第2位	自分や家族の健康に関する事	53.2%
第3位	生活費などの経済的問題	24.9%

- 日常生活の中での不安や悩みについては、「老後の生活や介護に関する事」、「自分や家族の健康に関する事」が5割を超え、他の項目と比べても高い割合を示しています。

【住民懇談会意見より】

- | |
|---------------------------|
| ○相談窓口、連絡先の早見表をつくる |
| ○学校、保育所、児童館等で持っている情報を共有する |

- 相談・連絡窓口の明確化や、福祉に関する情報の共有が求められています。

【取組方針】

- 老後の生活や介護、健康、経済的な問題による日常生活上の不安や悩みなど、複雑化・複合化した相談内容への対応力の向上を図るため総合相談支援体制を充実するとともに、福祉情報の提供及び各福祉サービスの提供体制の強化を図ります。
- 重点事業として、総合相談支援体制における役割分担と連携の強化に取り組みます。

【取組内容】

(1) 総合相談支援体制の整備

取組（下線：重点）	内 容	担当課
①総合相談支援体制の充実	○コミュニティソーシャルワーカーなど必要な人材を確保・活用し、複雑化・複合化した相談に対応する総合相談支援体制の充実を図ります。	町民福祉課 社会福祉協議会
②役割分担と連携体制の強化	○専門相談機関との連絡調整を迅速に行うため、各相談窓口の役割分担と連絡体制の強化を図ります。	町民福祉課 高齢者いきいき課 子育て共生課 健康保険課
③生活困窮者への支援	○生活困窮者の生活を支えるため、上里町社会福祉協議会、アスポート相談支援センター埼玉北部、埼玉県北部福祉事務所などと連携し、家計や就労、住居などの相談支援に努めます。	町民福祉課 社会福祉協議会

(2) 身近な相談窓口等の充実

取組（下線：重点）	内 容	担当課
①民生委員・児童委員による相談活動の充実	○身近な地域での相談活動を進めるため、民生委員・児童委員による相談活動の充実を図ります。	町民福祉課
②地域包括支援センターの充実	○高齢者や家族介護者の相談支援、介護予防事業を行うため、地域包括支援センターの充実を図ります。	高齢者いきいき課
③子育て世代包括支援センターの充実	○妊娠期・出産前後・子育て期の不安や悩みの相談支援を行うため、子育て世代包括支援センターの充実を図ります。	子育て共生課 健康保険課

取組（下線：重点）	内 容	担当課
④子ども家庭総合支援拠点の充実	○子どもと家庭、妊産婦等への必要な支援を行うソーシャルワーク機能を高めるため、子ども家庭総合支援拠点の充実を図ります。	子育て共生課
⑤地域子育て支援拠点の充実	○子育て支援センターにおいて、乳幼児及び保護者の交流や子育ての相談、情報の提供などを行うため、地域子育て支援拠点の充実を図ります。	子育て共生課
⑥居宅介護支援事業者、計画相談支援事業者との連携	○介護保険サービス及び障害福祉サービス利用者の相談支援を行うため、居宅介護支援事業者、計画相談支援事業者との連携を図ります。	町民福祉課 高齢者いきいき課
⑦心配ごと相談等の充実	○心配ごと相談、弁護士による無料法律相談など、各種相談事業の充実を図ります。	子育て共生課 社会福祉協議会

（3）福祉サービスの情報提供

取組（下線：重点）	内 容	担当課
①広報媒体の充実・情報内容の充実	○各種福祉サービスの情報を周知するため、町広報紙、ホームページ、各窓口での情報提供の充実を図ります。	町民福祉課 高齢者いきいき課 子育て共生課 健康保険課 社会福祉協議会
	○相談内容に応じた相談先を分かりやすくするため、各相談窓口の早見表を作成し情報提供を図ります。	町民福祉課

（4）福祉サービス提供体制の強化

取組（下線：重点）	内 容	担当課
①各種福祉関連計画の見直し・充実	○高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画の見直しにより、サービス提供体制の充実を図ります。	町民福祉課 高齢者いきいき課 子育て共生課

基本目標2 地域福祉を支える基盤整備

【現 状】

- 公的な福祉サービスだけで、すべてのニーズへの対応や地域からの孤立を防ぐことは困難であるため、身近な地域における住民や民間団体による福祉活動が重要な基盤として欠かせません。
- 地域における福祉活動の重要な役割を担う民生委員・児童委員活動を周知するため、広報紙等で活動内容を周知しているほか、各種研修により民生委員・児童委員の機能強化を図っています。
- 地域の気づきに不可欠な民生委員・児童委員の訪問活動を支援するため、「見守り台帳」を作成しています。
- 地域での福祉活動として、高齢者向けに「こむぎっち ちょっくら健康体操」を普及するとともに、民間事業者と連携し「こむぎっちカフェ(オレンジカフェ)」を開催しています。
- 住民による福祉サービスでは、生活支援コーディネーターを上里町社会福祉協議会内に配置し、小学校区単位での住民主体による支え合い組織の立ち上げや継続的活動支援に取り組んでいます。

【アンケート結果より】

○地域から孤立した生活にならないために有効だと思う方法（上位3位）	
第1位 近所などでのお互いの安否確認	53.9%
第2位 緊急通報システム	30.5%
第3位 民生委員・児童委員の訪問	24.1%
○地域を担当している民生委員・児童委員の認知状況（無回答を除く）	
名前も活動内容も知っている	25.1%
名前は聞いたことはあるが、活動内容は知らない	33.0%
名前も活動内容も知らない	37.0%

- 地域から孤立した生活にならないために有効だと思う方法については、「近所などでのお互いの安否確認」、「緊急通報システム」、「民生委員・児童委員の訪問」が上位にあげられています。
- 地域を担当している民生委員・児童委員の認知状況については、「名前も活動内容も知っている」が25.1%、「名前は聞いたことはあるが、活動内容は知らない」が33.0%、「名前も活動内容も知らない」が37.0%となっています。

【住民懇談会意見より】

- 民生委員・児童委員は、サービスを受けている人には入っていくことが難しい
- サービス事業者・外部支援者と地域住民とのネットワークを構築する（支援すべきことの共有）
- サービス機関と地域にかかわる人（近所、区長、民生委員・児童委員、家族、親戚）とをつなぐ連携
- 要支援者が地域の方に話したのがきっかけになり、地域の方から民生委員・児童委員に連絡がある
- 地域が積極的にかかわる（こむぎっち ちょっくら健康体操など）

○民生委員・児童委員をはじめとする地域の支援者と、サービス事業者などとの連携が求められています。また、要支援者を含む地域での交流が必要とされています。

【取組方針】

- 地域での孤立を防ぎ、要支援者の変化に気づけるよう、民生委員・児童委員活動を進めるとともに、住民・ボランティア・民間事業者との連携による身近な福祉活動を促進します。
- 重点事業として、民生委員・児童委員の活動の支援体制の充実を図るとともに、小学校区単位での地域支え合いの組織づくりを推進します。

【取組内容】

(1) 民生委員・児童委員活動体制の強化

取組（下線：重点）	内 容	担当課
①活動支援体制の 充実	○地域での民生委員・児童委員の活動を支援するため、住民・サービス提供事業者・ボランティアなどとの連携体制の強化を図ります。	町民福祉課
②各種研修会等の 充実	○民生委員・児童委員の相談活動や福祉情報を提供する際の専門性を高めるため、各種研修会等の充実を図ります。	町民福祉課
③民生委員・児童委員活動の周知	○民生委員・児童委員が担う役割について理解を普及するため、町ホームページ、広報紙等により周知を進めます。	町民福祉課

(2) 身近な地域福祉活動の推進

取組（下線：重点）	内 容	担当課
①こむぎっちカフェ (オレンジカフェ) の充実	○認知症傾向の方とその家族、地域住民の交流の場を提供するため、民間事業者と連携し、こむぎっちカフェ(オレンジカフェ)の充実を図ります。	高齢者いきいき課
②こむぎっち ちょっ くら健康体操の普 及	○地域における高齢者の介護予防の取組や交流の機会づくりを進めるため、こむぎっち ちょっくら健康体操の普及を図ります。	高齢者いきいき課
③生活支援体制整 備事業	○各小学校区において、ちょっとした困りごとを住民同士で支え合う組織の立ち上げや、継続的活動を支援します。	高齢者いきいき課 社会福祉協議会
④ふれあいサロン 等設置・活動支援	○高齢者等の身近な地域での交流や健康づくりの場を提供するため、ふれあいサロンの運営を支援するとともに、新規運営や新規の立ち上げを支援します。	社会福祉協議会

(3) 住民による福祉サービスの推進

取組（下線：重点）	内 容	担当課
①生活支援コー ディネーター活 動の充実	○小学校区単位で住民同士による支え合い活動を進めるため、上里町社会福祉協議会支部社協活動と連携し、生活支援コーディネーターによる活動を進めます。	高齢者いきいき課 社会福祉協議会
②ボランティア活 動の促進	○住民による福祉活動を促進するため、上里町社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターの運営、ファミリー・サポート・センターの充実、かみさと高齢者等支え合いサービスの普及を図ります。	町民福祉課 社会福祉協議会 子育て共生課

基本目標3 地域ネットワークによる支え合いの構築

【現 状】

- 地域共生社会の実現には、一人ひとりの福祉意識と、より困難な状況を改善していくための専門性が求められるとともに、地域の中での暮らしの安心感を高めるには大規模災害時の避難支援体制の強化や移動環境の向上が必要です。
- 福祉意識の醸成では、小中学校での福祉体験(車いす体験、アイマスク体験、点字や手話体験、認知症サポーター養成講座など)を行っています。
- 専門職ネットワークの形成として、高齢福祉分野ではケアマネジャーやヘルパー、デイサービス等の多職種合同の研修会や情報交換会を開催しています。児童福祉分野では、要保護児童対策地域協議会などで連携強化を図っています。障害福祉分野では、児玉郡市障害者自立支援協議会による事例検討会、勉強会などに職員が参加しています。
- 避難行動要支援者への支援では、福祉施設と福祉避難所の協定を締結するとともに、避難行動要支援者名簿の管理・更新、個別避難計画の作成、地区の自主防災組織の育成や地域の避難訓練の実施、福祉避難所の開設訓練などを行っています。
- 交通対策・バリアフリーでは、福祉有償運送の情報提供やタクシー初乗り料金補助事業、こむぎっち号の運行などを行うとともに、公共施設等のバリアフリー化に努めています。

【アンケート結果より】

○近所付き合いの程度（その他、無回答を除く）		
家族ぐるみでとても親しく付き合っている		3.7%
ある程度親しく付き合っている		33.6%
会えばあいさつする程度の付き合いである		54.7%
ほとんど（もしくはまったく）付き合いはない		6.8%
○災害時に住民が支え合えるまちづくりに必要なこと（上位5位、複数回答）		
第1位	災害時、手助けが必要な方の名簿（マップ）の作成	45.0%
第2位	災害時の避難に関する啓発活動	33.3%
第3位	自主防災組織の整備	29.3%
第4位	日常生活の中でのお互いの見守り活動	28.9%
第5位	地域での定期的な避難訓練	23.0%

- 近所付き合いの程度については、「会えばあいさつする程度の付き合いである」、「ある程度親しく付き合っている」が上位にあげられています。
- 災害時に住民が支え合えるまちづくりに必要なこととしては、「災害時、手助けが必要な方の名簿（マップ）の作成」が45.0%、続いて「災害時の避難に関する啓発活動」、「自主防災組織の整備」などが上位にあがっています。

【住民懇談会意見より】

- 福祉は他人ごとではなく、誰もが必要なことと教育・啓発する
- 子どものうちから福祉の勉強を盛り込む
- バリアフリー化を進める
- 施設改修や車いす等の配置を行う

○福祉に関する教育と啓発の必要性、また、各施設におけるバリアフリー化や車いす等の配置が求められています。

【取組方針】

- 子どもの頃から一人ひとりの福祉意識の醸成を図るため、福祉教育に取り組めます。
- より専門的な相談に対応するため、専門職のネットワークの形成を進めます。
- 大規模災害時の住民相互による避難支援体制を強化するとともに、高齢者や障害者等の移動の支援、バリアフリー化に努めます。
- 重点事業として、より専門的な相談に対応できるよう、専門職ネットワークの形成に向け、総合相談支援体制と連携した体制整備に取り組めます。

【取組内容】

(1) 福祉意識の醸成

取組（下線：重点）	内 容	担当課
①福祉教育の充実	○子どもの頃から福祉意識を身につけられるよう、上里町社会福祉協議会と連携し、小中学校福祉体験教室や認知症サポーター養成講座を実施します。	教育指導課 高齢者いきいき課 社会福祉協議会
	○あいさつからの気づきの意識づくりを広めるため、各種団体等の会合や町広報紙等により、福祉に関する普及啓発活動を進めます。	町民福祉課
②地域共生社会に関する広報活動の充実	○地域共生社会づくりを普及するため、町広報紙や講演会等による人権の啓発に努めます。	関係各課

(2) 専門職ネットワークの形成

取組（下線：重点）	内 容	担当課
①総合相談支援体制と連携した体制整備	○より専門性が求められる相談支援に対応するため、総合相談支援体制と連携した体制整備に努めます。	関係各課
②相談支援事業所などとの連携強化	○適切なサービス利用や本人の意思を尊重した生活支援が行えるよう、相談支援事業所との連携強化を図ります。	町民福祉課 高齢者いきいき課
③要保護児童対策地域協議会の充実	○要保護児童の早期発見や適切な保護、その家族への支援を行うため、要保護児童対策地域協議会の充実を図ります。	子育て共生課
④児玉郡市障害者自立支援協議会の充実	○障害者への支援体制を強化するため、地域の関係機関によるネットワークや社会資源の有効活用を図ります。	町民福祉課

(3) 避難行動要支援者への支援

取組（下線：重点）	内 容	担当課
①避難行動要支援者名簿の更新や福祉避難所の充実	○大規模災害時に避難行動要支援者を支援するため、避難行動要支援者名簿を作成・更新するとともに、福祉避難所の確保を図ります。 ○個別避難計画の作成を進めていきます。	町民福祉課 高齢者いきいき課 くらし安全課

(4) 交通対策・バリアフリー

取組（下線：重点）	内 容	担当課
①公共交通の充実	○町内の主要施設への移動の利便性を確保するため、公共交通の充実を図ります。	総合政策課
②福祉タクシー券等	○障害者等の移動支援や社会参加を促進するため、福祉タクシー券等の事業を進めます。	町民福祉課 高齢者いきいき課
③公共施設等のバリアフリー化	○公共施設等の安全性や利便性を高めるため、バリアフリー化に努めます。	関係各課

基本目標4 住民主体による福祉活動の推進（第2期上里町地域福祉活動計画）

【現 状】

- 上里町社会福祉協議会では、多様な福祉ニーズに対応するため、その専門性を活かし、関係機関との連携や地域資源を積極的に活用し、相談活動や住民主体による福祉活動の展開を支援していくことが必要になっています。
- 相談活動では、社会福祉士やコミュニティソーシャルワーカーを配置するとともに、アスポート相談支援センター埼玉北部、埼玉県北部福祉事務所と連携し、生活困窮者の自立を支援しています。
- 福祉意識の醸成では、社協だよりやホームページ等によりボランティア活動などの情報を提供するとともに、上里町社会福祉大会の開催や募金活動等による寄付活動を通じて、福祉意識の啓発を行っています。
- 日常生活への支援では、高齢者等の支援として、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと事業）や、かみさと高齢者等支え合いサービス事業を行うとともに、在宅要介護者等への紙オムツの支給等を行っています。子育て世帯への支援では、ファミリー・サポート・センターの運営を行っています。また、一時的な生活困窮を支援するため、貸付事業を行っています。
- 住民等の福祉活動への支援では、各小学校区（支部社協単位）において、ちょっとした困りごとを住民同士で支え合う組織の立ち上げを支援しており、賀美小学校区では住民主体による支え合い活動が開始され、他の小学校区での立ち上げも推進しています。新型コロナウイルス感染症の影響により休止もありますが、ふれあいサロンの活動を進めています。また、民生委員・児童委員によるスマイル訪問も実施しています。
- ボランティアセンターでは、ボランティア活動を推進するとともに、子ども向けや大人向けのボランティア講座の開催、町内小中学校における福祉教育への協力をしています。
- 食の支援では、フードバンク事業及びフードパントリー事業を行っています。
- 上里町社会福祉協議会会員（世帯）の加入率は、令和3年度は72%となっています。
- 社会福祉士やコミュニティソーシャルワーカーを配置するとともに、地区組織の協力により会員会費の募集を行い、組織強化に取り組んでいます。

【アンケート結果より】

○上里町社会福祉協議会の認知度（無回答を除く）	
名前も活動内容も知っている	23.2%
名前は聞いたことはあるが、活動内容は知らない	47.3%
名前も活動内容も知らない	24.3%
○ここ5年間での地域活動やボランティア活動の有無（無回答を除く）	
ある	37.6%
ない	60.3%

○上里町社会福祉協議会の活動・支援として充実して欲しいこと（上位5位、複数回答）		
第1位	身近なところで気軽に相談できる福祉総合相談の充実	25.4%
第2位	福祉サービスに関する情報発信の充実	24.9%
第3位	在宅生活を支える福祉サービスの充実	24.4%
第4位	住民による見守りや支え合い活動への支援	20.4%
第5位	災害ボランティアの体制づくり	19.5%

○上里町社会福祉協議会の認知度については、認知している方は約7割で、その内、約2割は活動内容まで知っているとの回答となっています。

○ボランティア活動の有無については、「ある」が37.6%、「ない」が60.3%となっています。

○上里町社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいことについては、「身近なところで気軽に相談できる福祉総合相談の充実」、「福祉サービスに関する情報発信の充実」、「在宅生活を支える福祉サービスの充実」などが上位にあげられています。

【住民懇談会意見より】

- | |
|---|
| ○民生委員・児童委員を通じて、上里町社会福祉協議会や町民福祉課に連絡する |
| ○民生委員・児童委員も踏み込めない部分を上里町社会福祉協議会が介入する |
| ○各地域の子ども、大人、高齢者の参加行事、敬老会で交流を深める |
| ○地域住民のサポート内容とケアマネジャーのサポートとのすり合わせを行い、分担を決めてサポートを行う |
| ○要支援者が自らアピールできる場所をつくる |

○民生委員・児童委員と上里町社会福祉協議会の連携、また、さらに困難な事例については、上里町社会福祉協議会からの直接的な支援が求められています。

○地域住民によるサポートや、身近な地域での交流の場が必要とされています。

【取組方針】

○身近な相談場所が求められていることから、地域における福祉活動として、各種の相談活動や日常生活への支援を進めるとともに、住民の福祉意識を醸成し、住民による福祉活動への意識を高めます。

○住民が主体となった地域福祉活動を促進するため、その中心的な役割を担う上里町社会福祉協議会の体制強化を図ります。

○重点事業として、各小学校区において、ちょっとした困りごとを住民同士で支え合う組織の立ち上げや、継続的活動を支援します。

【取組内容】

(1) 住民等の福祉活動の支援

取組（下線：重点）	内 容
①生活支援体制整備事業	○各小学校区において、ちょっとした困りごとを住民同士で支え合う組織の立ち上げや、継続的活動を支援します（町受託事業）。
②各地区の活動拠点の確保	○地域の既存資源を活用し、各小学校区単位における支え合い活動や相談活動の拠点の確保を図ります。
③スマイル訪問事業の実施	○民生委員・児童委員と連携し、70歳以上のひとり暮らし高齢者等への訪問活動を実施します。
④ふれあいサロン等設置・活動支援	○高齢者等の身近な地域での交流や健康づくりの場を提供するため、ふれあいサロンの運営や新規の立ち上げを支援します。
⑤ボランティアセンター事業の実施	○住民のボランティア活動の相談や活動を支援するため、個人・団体のボランティア登録、情報提供を行うボランティアセンターの運営を進めます。 ○災害時のボランティア活動に対応するため、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練を実施するとともに、災害ボランティアの養成講座を開催します。
⑥福祉教育の推進	○児童・生徒の福祉への理解や関心を高めるため、小中学校福祉体験教室へボランティア派遣などの協力を行います。
⑦食の支援活動の実施	○生活困窮者等の食生活の維持を支援するため、フードバンク事業及びフードパントリー事業を進めます。

(2) 相談活動の推進

取組（下線：重点）	内 容
①相談活動の充実	○心配ごと相談、弁護士による無料法律相談など、各種相談事業の充実を図ります。
②アスポート相談支援事業の活用	○生活困窮者の自立を支援するため、アスポート相談支援センター埼玉北部と協働・連携し、包括的な自立支援を図ります。

(3) 福祉意識の醸成

取組（下線：重点）	内 容
①福祉サービスの情報提供	○活動内容を広く住民に普及するため、広報紙「社協だより」、ホームページ等による情報提供を進めます。
②上里町社会福祉大会の開催	○福祉に功績のあった方々の表彰及び住民の福祉に対する理解と関心を高めるため、上里町社会福祉大会を開催します。
③寄付文化の醸成	○赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金などを働きかけます。 ○金品、フードバンク、小型家電等の寄付については、広報かみさとでの周知や上里町社会福祉大会で感謝状の贈呈を行い、寄付文化の醸成を図ります。 ○リサイクル事業と連携した寄付を通じての福祉活動を進めていきます。
④ボランティア講座等の開催	○ボランティア活動に参加できる機会を提供するため、大人のためのボランティア講座、夏のボランティア体験プログラム、小・中学生のボランティアスクールを開催します。

(4) 日常生活への支援

取組（下線：重点）	内 容
①福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと事業)による支援等の実施	○判断能力が十分でない方の地域での自立した生活を支援するため、日常的な金銭管理や重要書類の預かりサービス等を実施します。
②法人後見の実施体制の整備	○成年後見制度における法人後見の実施体制の整備を図ります。
③かみさと高齢者等支え合いサービス事業	○ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等の日常生活を援助するため、協力会員を派遣する支え合いサービス事業を実施します（町受託事業）。
④ファミリー・サポート・センター事業	○子育て中の保護者の日常生活を支援するため、子どもの預かりサービスや送迎等のサービスを行うファミリー・サポート・センターを運営します（町受託事業）。
⑤在宅要介護高齢者等への支援	○在宅の要介護高齢者等を支援するため、紙オムツの配布、介護用電動ベッドの貸与、車いすなどの福祉機器等貸出サービスを実施します。

取組（下線：重点）	内 容
⑥貸付事業の実施	○一時的に生活の維持が困難になった方を支援するため、福祉資金の貸付事業及び生活福祉資金の貸付事業（埼玉県社会福祉協議会）を実施します。

（5）体制の強化

取組（下線：重点）	内 容
①体制強化等	○上里町社会福祉協議会の福祉事業への理解が深められるよう、認知度の向上に努めるとともに、人材確保、財務基盤の強化を図ります。
②会員会費募集	○区長及び行政区役員・住民の協力を得て、会員及び会費の募集を行います。 ○賛助会員の募集についての取組を進めます。

基本目標5 誰も自殺に追い込まれないまち（第2期上里町自殺対策計画）

【現 状】

- 誰も自殺に追い込まれることのない、安全で安心して生きることができるまちを実現するためには、町、関係機関、民間団体、学校、事業者、医療機関、住民等がそれぞれの役割を担い、多様な取組を実施していくことが求められています。
- 上里町では、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱を踏まえ、令和元年3月に「誰も自殺に追い込まれることのない上里町」の実現を基本理念として「上里町自殺対策計画」を策定しました。
- *いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）による「地域自殺実態プロファイル2022」では、平成29年から令和3年の上里町の自殺者の特徴から、地域における優先的な課題として推奨される重点施策が示されており、「子ども・若者」「無職者・失業者」「生活困窮者」「高齢者」「勤務・経営」があげられています。
- 国による「自殺総合対策大綱」の令和4年10月の改正では、子ども・若者、女性への支援、地域における自殺対策の取組、総合的な自殺対策の更なる推進・強化が求められていることから、上里町では「地域福祉推進プラン」と「自殺対策計画」を一体として策定し、総合相談支援体制、生活困窮者支援、孤独・孤立対策との連携により自殺対策の強化を図ることとしました。
- 自殺対策の推進にあたっては、自殺者や自殺未遂者、親族等の名誉や生活の平穏に十分配慮する必要があります。
- 上里町の近年の自殺者数に大きな増減はありませんが、全国的には女性の自殺者数は増加傾向にあるため、妊産婦や困難を抱えた女性への支援が必要とされています。
- 上里町では、自殺予防への意識を高めるため、「こころの体温計」や「こころの健康相談」、「埼玉いのちの電話」などを周知しています。
- 保健センターでは、訪問活動や相談活動を通じて、心の健康づくりへの支援を行っています。
- 上里町社会福祉協議会では、心配ごと相談や弁護士による無料法律相談、生活福祉資金の貸付の受付などを行っています。
- 教育委員会では、さわやか相談員、学習支援員、スクールサポートスタッフ等を配置し、児童・生徒への支援を行っています。
- 各学校では「いじめ防止基本方針」を策定し、毎月の調査（アンケート等）と年度ごとの見直しを行っています。

【アンケート結果より】

○自殺者が毎年2万人を超えることの認知度（無回答を除く）

知っている 53.1%

知らない 42.6%

○これまでの人生で自殺したいと思ったことの有無（無回答を除く）

思ったことがない 69.5%

思ったことがある 25.4%（女性は30.0%、男性は20.1%）

（30歳代は39.7%、40歳代は34.3%）

○年間自殺者数については、「知っている」が半数以上となっており、また、約4人に1人が「自殺したいと思ったことがある」と答えています。

【住民懇談会意見より】

○要支援者は声をあげられない

○本人や家族からのSOSをどうやって発信させるか

○困っている人、悩んでいる人やその家族からのサインをどのように発見するかが重要であると考えられています。

■国による「自殺総合対策大綱（令和4年10月）」の基本方針及び基本施策、上里町の重点施策

自殺総合対策大綱の基本方針

- 1 生きることの包括的な支援として推進する
- 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4 実践と啓発を両輪として推進する
- 5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

基本施策

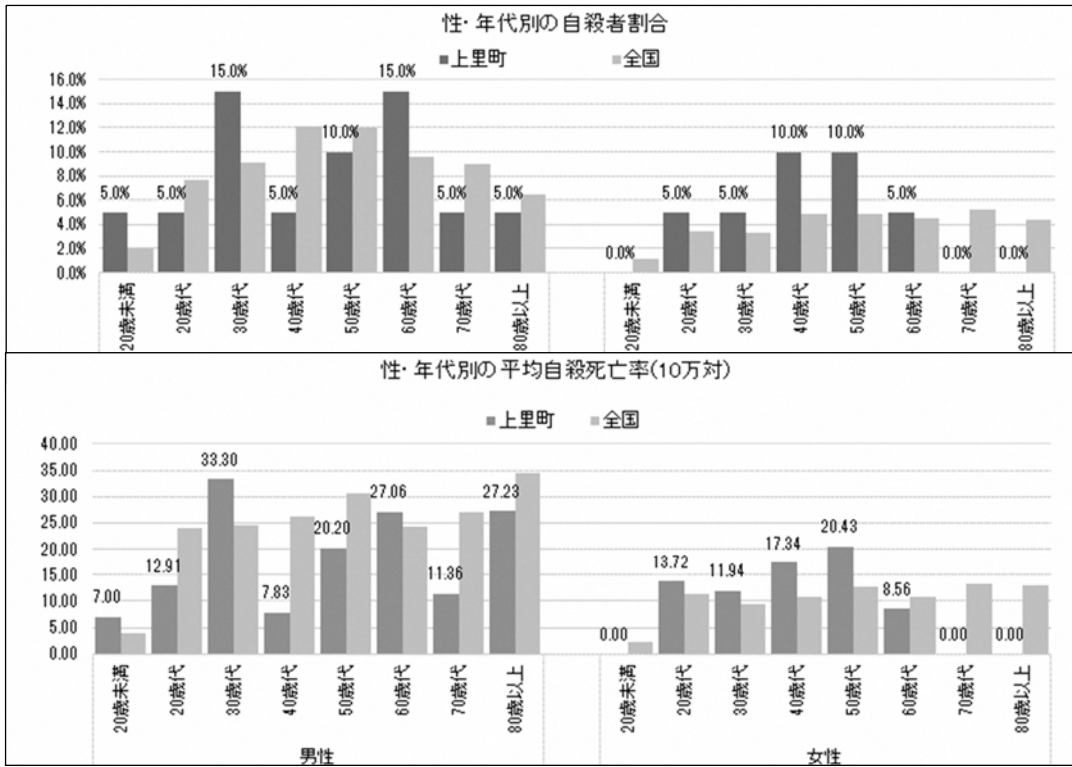
- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 住民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 子ども・若者・女性の自殺対策の推進

上里町の重点施策

- <子ども・若者・女性>
- <無職者・失業者>
- <生活困窮者>
- <高齢者>
- <勤務・経営>

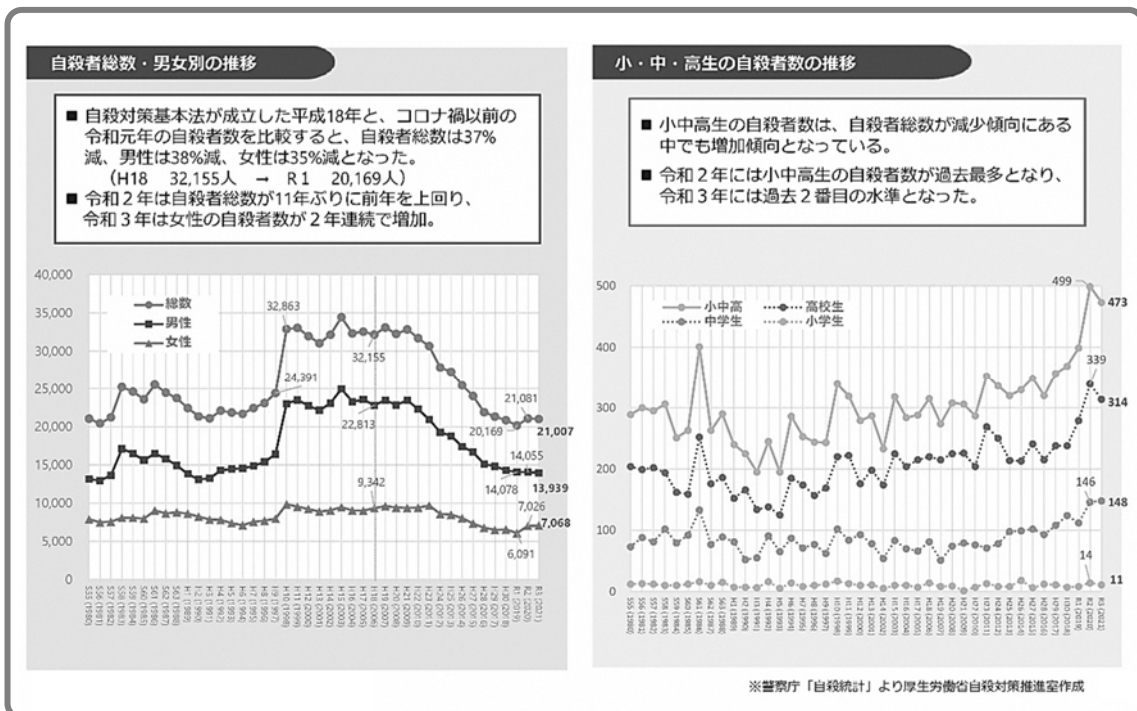
■地域自殺実態プロフィール2022（いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）資料）

性・年代別（2017～2021年）＜地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）＞



注) 性・年代別の自殺者割合は、全自殺者に占める割合を示す。

■全国の自殺者数の推移（厚生労働省資料）



【取組方針】

(1) 生きることの包括的な支援として推進

- 自殺の多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとします。
- 自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組と、「生きることの促進要因」を増やす取組を通じて自殺リスクを低下させる支援を推進します。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

- 自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。
- 自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携した取組が展開され、今後、それぞれが自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

- 対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を有機的に連動させることで、総合的に対策を推進します。
- また、事前対応（自殺の危険性が低い段階）・自殺発生の危機対応（自殺発生の危険へ介入する段階）・事後対応（自殺や自殺未遂が生じてしまった段階）等の段階ごとに効果的な施策を講じるとともに、事前対応の更に前段階での取組も推進する必要があります。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

- 危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があるということへの理解を深め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、共通認識となるように普及啓発を行います。
- 自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組みます。

(5) 関係機関や団体等の役割を明確化し、その連携・協働を推進

- 関係機関や団体等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

- 自殺者や自殺未遂者、親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、これらに不当に侵害することのないよう、自殺対策に関わる人はこのことを改めて認識し、自殺対策に取り組む必要があります。

【取組内容】

(1) 地域におけるネットワークの強化

取組（下線：重点） ＜重点施策＞	内 容	担当課
①上里町地域福祉計画・上里町地域福祉活動計画に基づく事業（地域福祉推進事業）	○上里町地域福祉計画・上里町地域福祉活動計画に基づき、地域住民や民間団体の自主的な福祉活動を支援し、多様な福祉ニーズに対応できるようにするため、住民、行政と上里町社会福祉協議会が協働していくことを目指します。	町民福祉課 社会福祉協議会
②児玉郡市障害者自立支援協議会の開催	○障害者（児）の医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワークを構築します。	町民福祉課
③障害者虐待の対応	○障害者虐待に関する通報・相談窓口を設置し、関係機関ネットワークを構築し対応します。	町民福祉課
④スクールソーシャルワーカー活用事業	○スクールソーシャルワーカーを活用し、様々な課題を抱えた児童・生徒に対し、関係機関等とのネットワークにより、多様な支援方法を用いて課題解決を図ります。	教育指導課
⑤保幼小中連携事業	○保育所、幼稚園、小学校、中学校間で連携し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てることを目指します。	教育指導課
⑥健康教育・相談事業等、母子保健事業	○各事業を実施する中で、自殺リスクの高い住民がいた場合には、必要な支援を提供し、また他の関係機関へつなぐ等連携を図り、対応していきます。	健康保険課
⑦高齢者虐待防止事業	○高齢者虐待の防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関へ虐待防止研修を実施して連携体制の強化を図ります。	高齢者いきいき課

取組（下線：重点） ＜重点施策＞	内 容	担当課
⑧地域包括ケアシステム事業	○「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムを推進します。	高齢者いきいき課
⑨高齢者への総合相談支援業務	○高齢者等から介護や保健、福祉、生活に関する相談を受け、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等支援し、ネットワークの構築にも努めます。	高齢者いきいき課
⑩地域包括支援センターの運営 ＜高 齢 者＞	○第1号介護予防支援事業、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、地域ケア会議を行います。	高齢者いきいき課
⑪青少年健全育成町民会議、青少年問題協議会	○青少年健全育成町民会議・青少年問題協議会等を開催し、青少年の健全育成活動を推進します。	子育て共生課
⑫消費生活対策事業	○多重債務トラブルを抱える住民を適切な支援機関へつないでいきます。	産業振興課
⑬ふれあいサロン事業 ＜高 齢 者＞	○地域の高齢者等と住民が気軽に集い、相互の交流をとoshi、高齢者等の孤立感の解消、要介護状態の予防及び地域内での支援体制の確立を図ります。	社会福祉協議会
⑭徴収の緩和制度としての納税相談	○納付が困難な住民との納税方法の相談の中で、生活面で深刻な問題により自殺リスクを抱える住民を早期発見・早期対応し、必要に応じて適切な支援機関につなげます。	税務課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

取組（下線：重点） ＜重点施策＞	内 容	担当課
①ゲートキーパー 養成講座 ＜勤務・経営＞	○自殺の危険がある人に気づき、適切な窓口につなげることができるゲートキーパーを養成するための講座を実施します。	町民福祉課
②保健師等育成事業	○研修や自己研鑽を行います。 ○職場における指導等を通し、専門能力を積み上げ支援に活かしていきます。	健康保険課 高齢者いきいき課 町民福祉課 子育て共生課

(3) 住民への啓発と周知

取組（下線：重点） ＜重点施策＞	内 容	担当課
①福祉ガイドブック作成	○各種福祉制度についてガイドブックを作成・配布することにより、適切なサービスを利用できるような情報を提供し、生活の質の向上等を図ります。	町民福祉課 高齢者いきいき課
②こころの体温計	○町のホームページからこころの体温計へのアクセスを可能にし、自らのメンタルヘルスチェックを行うことができるようにします。	町民福祉課
③母子保健事業	○妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ない支援を行います。	健康保険課
④職場での各種ハラスメント防止啓発事業 ＜勤務・経営＞	○パワハラ、セクハラ、マタハラなど、職場におけるハラスメントの防止に向けた普及・啓発を図ります。	子育て共生課 産業振興課
⑤自殺者等への配慮	○自殺者や自殺未遂者、親族等の名誉や生活の平穏への配慮について、普及・啓発を図ります。	町民福祉課

(4) 生きることの促進要因への支援

取組（下線：重点） ＜重点施策＞	内 容	担当課
①ひとり暮らし等 施策（民生委員・ 児童委員活動）	○民生委員・児童委員による見守り及び安否確認を行い、必要に応じて適切な相談機関につなげます。	町民福祉課
②生活困窮者自立 支援事業 ＜無職者・失業者＞ ＜生活困窮者＞	○生活困窮世帯に対し必要な相談支援を行います。その世帯の安定した生活と経済的自立を目的に関係機関と連携し支援します。	町民福祉課 社会福祉協議会
③障害者相談員による相談業務	○身体・知的障害者相談員による相談業務を行います。	町民福祉課
④福祉総合相談 ＜子ども・若者・女性＞ ＜無職者・失業者＞ ＜高 齢 者＞	○住民の福祉や利便性向上のため、福祉に関する相談を実施します。	町民福祉課 高齢者いきいき課 子育て共生課 社会福祉協議会
⑤各種手当支給事務	○在宅重度心身障害者手当・心身障害者福祉手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当を支給するための各種手続きを行います。	町民福祉課 子育て共生課
⑥重度心身障害者 医療費助成	○重度心身障害者医療費に関する各種手続きを行います。	町民福祉課
⑦精神保健福祉事業 ＜勤務・経営＞	○精神障害者の早期発見・早期治療・社会復帰促進に関する支援や、精神障害者（疑い含む）及びその家族への個別支援を行います。 ○各種申請・届出、精神保健福祉相談・訪問指導等を実施します。	町民福祉課
⑧就学援助と特別 支援学級就学奨 励補助に関する 事務	○経済的理由により就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品費等を補助します。 ○特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行います。	教育総務課
⑨学校職員スト レスチェック事業	○労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図ります。	教育総務課
⑩教育相談(いじめ 含む)	○子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員（心理）が対面や電話相談で受付ます。	教育指導課

取組（下線：重点） ＜重点施策＞	内 容	担当課
⑪学級満足度調査	○児童・生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業を改善します。	教育指導課
⑫生活指導・健全育成(教職員向け研修等)	○問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を充実させます。	教育指導課
⑬交通安全対策に関する事務	○交通事故に関する相談者にリーフレットの配布や情報機関の周知を図ります。	くらし安全課
⑭生きがい施策	○老人クラブへの活動費を助成します。	高齢者いきいき課
⑮養護老人ホームへの入所	○65歳以上で経済的理由等により、自宅での生活が困難な高齢者の入所手続きを行います。	高齢者いきいき課
⑯介護給付に関する事務	○介護サービス、介護予防サービスの給付、介護サービス利用者負担軽減の実施、サービス利用等相談支援を行います。	高齢者いきいき課
⑰認知症ほっと相談事業	○町内のグループホームにおいて、認知症介護の相談を受けます。	高齢者いきいき課
⑱利用者支援事業 ＜子ども・若者・女性＞	○妊娠期から子育て期まで切れ目なく、子どもとその保護者に必要な支援を提供します。（子育て世代包括支援センター）	子育て共生課 健康保険課
⑲子ども・子育て支援事業計画の推進 ＜子ども・若者・女性＞	○子ども・子育て支援事業計画を推進し、子育てしやすい環境を整えます。	子育て共生課
⑳要保護児童対策地域協議会事業の充実 ＜子ども・若者・女性＞	○ケース会議、実務担当者会議等、関係機関との連絡調整や情報交換を実施します。 ○児童虐待や育児相談等、児童に関する支援を実施します。	子育て共生課
㉑保育の実施	○公立保育所・私立保育所等による保育・育児相談、保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育を実施します。	子育て共生課
㉒人権啓発事業	○人権擁護委員に関する事務、人権意識を高めるための啓発を行います。	子育て共生課

取組（下線：重点） ＜重点施策＞	内 容	担当課
⑳ 児童扶養手当支給事業	○児童扶養手当の支給に関する受付・県への進達事務等を行い、ひとり親家庭等の福祉の向上を図ります。	子育て共生課
㉑ 心配ごと相談事業、無料法律相談	○日常生活の悩みや心配ごとを相談員が聞き、問題解決に向け共にその方策を探り、相談者の心的負担を少しでも軽減するための支援を行います。 ○弁護士による法律に関する相談の受付、問題解決に向けた指導助言を行います。	子育て共生課 社会福祉協議会
㉒ 彩の国あんしんセーフティネット事業	○制度の狭間の問題や生活困窮等の福祉課題に対して、社会福祉法人が柔軟に対応し、社会貢献活動としての相談支援事業を実施します。	社会福祉協議会
㉓ 放課後子供教室事業	○放課後等の教室・校庭・体育館等の学校施設を有効に活用し、地域のボランティアの支援により様々な子ども達の活動を実施します。	生涯学習課
㉔ 水道料金徴収業務	○料金滞納者に対する料金徴収事務、納付に関する相談を受付ます。	上下水道課
㉕ 上里町総合計画審議会及び地方創生推進審議会	○上里町総合振興計画及び上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況等について審議するとともに、地域の施策等に対しても意見を求めることで、地域の考えを踏まえた行政運営を進めます。	総合政策課
㉖ フードバンク事業、フードパントリー事業	○生活困窮者等に対し、緊急的に食料を提供します。	社会福祉協議会
㉗ 新型コロナウイルス感染症による課題への対応 ＜無職者・失業者＞ ＜生活困窮者＞ ＜勤務・経営＞	○新型コロナウイルス感染症により職を失った方を支援するため、生活困窮者自立支援制度等に関する情報提供を進めます。	町民福祉課

(5) 子ども・若者・女性の自殺対策の推進

取組（下線：重点） ＜重点施策＞	内 容	担当課
①いじめ・不登校対策事業 ＜子ども・若者・女性＞	<ul style="list-style-type: none"> ○さわやか相談員の配置や、スクールカウンセラーとの連携強化を図ります。 ○フォーラムの開催や、各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ります。 ○児童生徒が心の健康を保持できるよう、命の大切さ・尊さ、SOSの出し方などへの正しい理解や適切な対応についての教育を進めます。 ○学校教育活動の全体を通じて、児童生徒が自尊感情や自己有用感を得られ、生きることの意味を感じられる教育を実施します。 	教育指導課
②不登校児童生徒支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校児童生徒を対象にした適応指導教室を設置・不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等を実施します。 	教育指導課
③子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○民間団体と連携し、子ども食堂など子どもの居場所の運営支援に努めます。 	町民福祉課 社会福祉協議会
④妊産婦等への支援の充実 ＜子ども・若者・女性＞	<ul style="list-style-type: none"> ○身体的・精神的な悩みや不安を抱えた妊産婦等を支援するため、相談支援等を進めます。 	子育て共生課 健康保険課 町民福祉課
⑤困難な問題を抱える女性への支援 ＜子ども・若者・女性＞	<ul style="list-style-type: none"> ○性犯罪や性暴力被害など困難な問題を抱える女性を支援するため、関係機関と連携し相談支援に努めます。 ○配偶者等からの暴力の相談に対応するため、関係機関と連携し、相談支援に努めます。 	子育て共生課

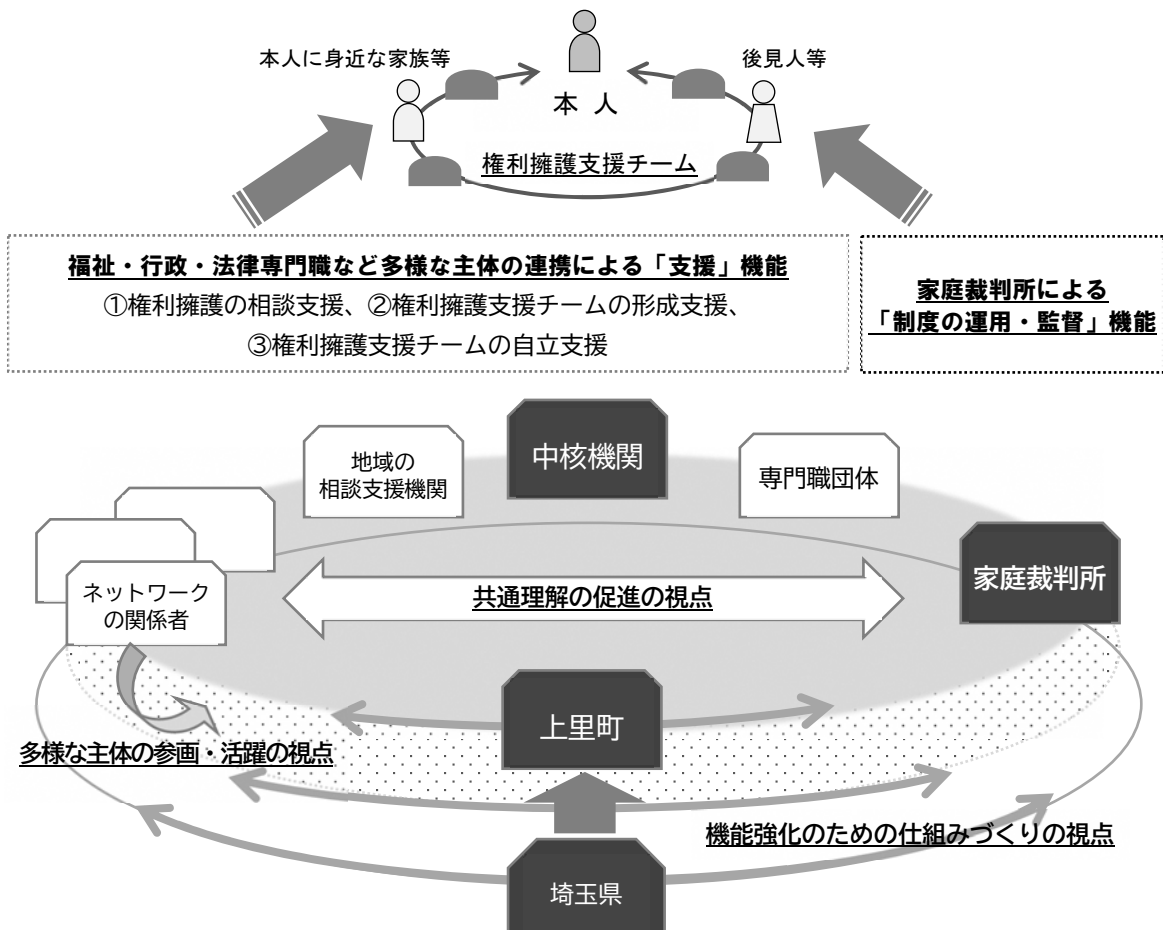
基本目標6 本人らしい生活の実現（上里町成年後見制度利用促進基本計画）

【成年後見制度の概要】

～ 成年後見制度とは ～

- 認知症、知的障害、精神障害などによって、ひとりで決めることに不安や心配がある人が、いろいろな契約や手続きをするときに、成年後見人等が保護し、支援する制度です。
- 成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。
- 法定後見制度は、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる（選任される）制度です。本人の判断能力に応じて3つの類型が用意されています。
 - 補助：重要な手続・契約の中で、ひとりで決めることに心配がある方
 - 保佐：重要な手続・契約などを、ひとりで決めることが心配な方
 - 後見：多くの手続・契約などを、ひとりで決めることがむずかしい方
- 成年後見人等は、本人の家族や親族のほか、福祉や法律の専門職（社会福祉士、司法書士、弁護士等）などがなります。また、専門的な研修を受けた地域の人（市民後見人）や後見をしてくれる団体（法人）などがなる場合もあります。
- 任意後見制度は、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、ひとりで決めることが心配になったときに代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

■権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図



項 目	内 容
権利擁護 支援チーム	<p>○権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。</p> <p>○福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じて、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにします。</p>
協議会	<p>○専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組みです。</p> <p>○成年後見制度を利用する事案に限定することなく、「権利擁護支援チーム」に対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行えるように協議の場を設けます。中核機関が事務局機能を担います。</p>
中核機関	<p>○地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制です。</p> <p>[役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行います。 ・専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネート（協議会の運営等）を行います。

【現 状】

- 地域共生社会の実現を目指すうえでは、本人らしい生活を実現するために権利擁護を支援することが必要となります。成年後見制度の利用を推進し、意思決定時の権利行使の支援を必要とする人、虐待や財産の侵害から自身を守るために支援が必要な人が、地域社会に参加し、共に自立した生活が送れることを支援しています。
- 近年の人口減少、高齢化、単身世帯の増加等により、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人が増えており、成年後見制度の必要性が高まっています。
- 成年後見制度を普及するため、成年後見相談ダイヤル事業や住民向けの講座など、各種の広報媒体で制度を紹介しています。
- 高齢者や障害者、児童への虐待を防止するため、通報・相談体制を充実するとともに、要保護児童対策地域協議会のような多機関の連携により対応しています。
- 身寄りのない高齢者や虐待を受けた高齢者・障害者等、親族による申し立てが見込めない人が、認知症や精神疾患等の理由により判断能力が不十分となった際に、町長による申し立ての支援をしています。
- 上里町社会福祉協議会では、福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと事業)により金銭管理や重要書類の預かり等を行っているほか、成年後見制度における法人後見の取組を検討しています。

【アンケート結果より】

○成年後見制度の認知度（無回答を除く）		
知っている		28.5%
聞いたことはあるが、内容はよく知らない		39.5%
知らない		26.0%
○成年後見制度の課題だと思うこと（上位3位、複数回答）		
第1位	手続きが大変そう	39.7%
第2位	制度の内容がよくわからない	31.7%
第3位	どこに相談してよいかわからない	31.4%

○成年後見制度の認知度については、認知している方は約7割ですが、その内、制度の内容まで知っているとは回答した方は3割以下となっています。

【住民懇談会意見より】

○要支援者の考えや気持ちをまずは理解する“どうしたいのか？”“何が不安か？”“何が苦手か？”“対人関係は苦手か？”など
○要支援者と交流を重ねて、どんなサービスを受けたいか把握する

○要支援者の意思や意向を把握し、支援することの重要性があげられています。

【取組方針】

○地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするため、成年後見制度等の周知及び要支援者の把握に努め、相談や利用手続きの支援を行うとともに、成年後見制度の実施体制の整備に取り組みます。

【取組内容】

(1) 成年後見制度等の周知及び利用支援

取組（下線：重点）	内容	担当課
①成年後見制度等の普及	○住民の成年後見制度への理解を深めるため、町広報紙、ホームページ、住民向けの講座等による情報提供を進めます。 ○上里町社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと事業）の普及を図ります。	町民福祉課 高齢者いきいき課 社会福祉協議会

取組（下線：重点）	内 容	担当課
②成年後見制度等の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度に関する相談窓口を周知していきます。 ○本人や親族等による制度利用の申立てが困難な場合に、町長が代わって申立てを行う等の成年後見制度利用支援事業を進めます。 	町民福祉課 高齢者いきいき課

（２）成年後見制度の実施体制の構築

取組（下線：重点）	内 容	担当課
①中核機関の整備・運営	○成年後見制度の実施体制を確保するため、中核機関の運営の充実及び協議会の整備に努めます。	町民福祉課 高齢者いきいき課
②担い手の確保・育成	○制度の利用を支援する人材を確保するため、市民後見人養成についての情報提供を進めます。	町民福祉課 高齢者いきいき課
	○成年後見制度における法人後見の実施体制の整備を進めます。	社会福祉協議会
③地域の見守り活動等との連携	○民生委員・児童委員、居宅介護支援事業者等と連携し、制度の利用が望ましい方への情報提供及び利用への支援に努めます。	町民福祉課 高齢者いきいき課
④地域連携ネットワークの整備	○権利擁護支援を担う福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の関係者が連携・協力し、制度利用者の状況に応じた適切な支援につなげるため、地域連携を進めるネットワークの整備を図ります。	町民福祉課 高齢者いきいき課

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 町全体による推進組織の設置

○住民、福祉ボランティア団体、福祉サービス提供事業者、上里町、上里町社会福祉協議会、関係機関による「(仮称)地域福祉推進協議会」の設置を検討し、協議会による課題の共有や意見交換等を行い、計画を推進します。

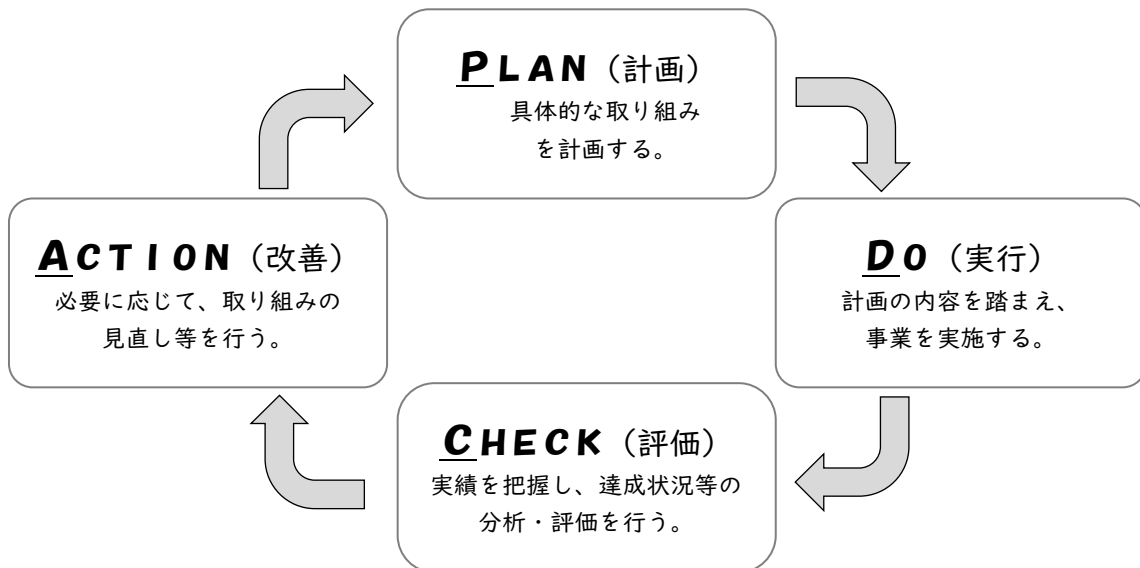
2 支部社協単位での地域福祉活動の推進

○上里町社会福祉協議会における支部社協(各小学校区)単位により、地域の要支援者等の把握及び支援活動の促進を図ります。

第2節 進行管理

1 計画の進捗状況の把握

○上里町及び上里町社会福祉協議会において、PDCAのサイクルにより計画の進捗状況の把握・事業内容の見直しを行います。



2 進捗状況の確認・検討

○「(仮称)地域福祉推進協議会」の設置を検討し、計画の進捗状況の確認を行います。

資料編

1 策定委員会設置要綱・名簿

(略)

2 作業部会設置要綱・名簿

(略)

3 事務局

(略)

4 策定経過

(略)

5 用語説明

行	用語	内容
あ	アスポート相談支援センター	埼玉県社会福祉協議会の事業であり、アスポート相談支援センター埼玉北部（寄居町保健福祉総合支援センター内）が上里町を担当し、生活困窮者に対する包括的な支援を行っています。
	いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）	自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律が定める指定調査研究等法人です。 （JSCPは Japan Suicide Countermeasures Promotion Center の略）
か	傾聴	相手に自由に話をしてもらい、聞き手がその話をじっくり聴くという面接の基本的な姿勢のことです。高齢者や障害者、災害の被災者等の悩みや不安、寂しさなどについてじっくり話を聴きその悩みや不安、寂しさの軽減を図り、相手の心のケアを行う活動です。
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。
	コグニサイズ	国立長寿医療研究センターが開発した運動と認知課題（計算、しりとりなど）を組み合わせた、認知症予防を目的とした取り組みの総称を表した造語です。英語のcognition（認知）とexercise（エクササイズ 運動）を組み合わせるとcognicise（コグニサイズ）と言います。Cognitionは脳に認知的な負荷がかかるような各種の認知課題が該当し、Exercise（エクササイズ）は各種の運動課題が該当します。
	コミュニティーソーシャルワーカー	福祉サービスを必要としている人を排除せず、地域に住む人の関係性を豊かに再構築する機能を担う専門職です。地域に出向くなど様々な方法で、福祉サービスを必要としている人を発見し、その人の自立に向けた個別支援を行いながら、その人と同じような問題を抱える人を把握・発見し、その人たちへの支援のネットワークの組織化を図ります。
さ	さわやか相談員	児童生徒・保護者との相談や援助、いじめ及び不登校等の対応に関する方です。
	ジョブローテーション	職員の能力開発や就労意足を維持するため、多様な業務を経験できるよう定期的に職員を異動することです。
	スクールソーシャルワーカー	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者です。

行	用語	内容
	スクールカウンセラー	問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題の解決を図るため、児童生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて、相談に応じ、適切に助言や援助ができる専門家で、公認心理師、臨床心理士、精神科医などです。
	生活支援コーディネーター	地域支え合い推進員とも呼ばれ、地域の専門職や住民で組織された協議体と協力しながら自分たちの町を良くしていくために地域の様々な活動を発掘・開発し、他の活動とつなげたり、組み合わせたりする調整役を担います。
	生活支援体制整備事業	地域の住民、団体、企業と行政の協働により、社会参加、介護予防、生活支援につながる活動やサービスが充実した地域を目指し、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置などにより、高齢者を支える地域づくりを進める事業です。
た	地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。
な	ノーマライゼーション	障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという考え方です。
は	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者（依頼会員）と当該援助を行いたい者（提供会員）、及び両方会員による相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業です。
	福祉教育	国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が、主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すための講習、広報などの手段により行う教育です。学校でも児童・生徒に対して福祉教育が行われています。
	福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと事業）	上里町内で在宅生活をされている高齢者や知的障害・精神障害のある方で、一人で生活していくには不安がある方が、地域で安心して生活が出来るように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用の援助や、暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをする事業です。
	フードバンク	企業や家庭から発生する、賞味期限が近い食品を寄付してもらい、食べ物を必要としている人のもとへ届ける活動です。
	フードパントリー	元々「食品貯蔵庫」のこと。最近では、必要な人に食べ物を無料で配布する支援活動を指すようになりました。

行	用語	内容
	フェイスブック	登録した利用者だけが参加できる情報の閲覧システムの一つです。
わ	我が事・丸ごと	地域共生社会への実現に向け、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくとともに、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていくこと。